

## 第三十四回

## 参議院社会労働委員会会議録第三十二号

(三六一)

昭和三十五年五月十二日(木曜日)午前  
十時三十九分開会

## 委員の異動

本日委員徳永正利君辞任につき、その  
補欠として平井太郎君を議長において  
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君

理事

高野 一夫君

吉武 恵市君

坂本 昭君

藤田謙太郎君

委員

勝俣 稔君

紅露 みつ君

佐藤 芳男君

山本 杉君

秋山 長造君

小柳 勇君

村尾 重雄君

竹中 恒夫君

国務大臣

厚生大臣 高田 浩運君

國務大臣 石原幹市郎君

政府委員

労働政務次官 赤澤 正道君

労働省労政局長 亀井 光君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君

説明員 日本国鉄道當務理事 中村 順君  
日本國有鉄道職員局長 河村 勝君

○薬事法案(内閣提出)

○薬剤師法(内閣提出)

○労働情勢に関する調査

(国鐵に関する労働問題に関する件)

本日の会議に付した案件

○薬事法案(内閣提出)

○薬剤師法(内閣提出)

○労働情勢に関する調査

(国鐵に関する労働問題に関する件)

委員会を開きます。

○委員長(加藤武徳君) ただいまから

○委員会を開きます。

○薬事法案並びに薬剤師法案、以上両

案を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、前回の

質疑に対する政府側の答弁が残っていますが、それは本日の質疑と関連しまして答弁を願うと、かよくな運びにいたしました、御質疑のおありの方は順次

御発言を願います。

○坂本昭君 きょうは、薬事法案の中

の第八章医薬品等の広告について、こ

れは、先般來たび質疑が行なわ

れていますが、いまだ、明確でない点

が多數ありますので、少し基本的な点

からお尋ねいたいと思います。

ます、これは、大臣にお伺いした

のですが、いかにうなづいてお

るのですね。それで、これは、広告とい

うのは医薬品の広告について、ソ連

に行つても、中国へ行つても、あるい

は社会主義のいろいろな国でも、ある

いは資本主義の国でも、これは、どこと

の国では過当競争の結果、誇大になる

ことがあります。

資本主義

の場合は医薬品の広告について、ソ連

のですが、広告とは何かといふことを

いふのですね。

それで、これは、広告とい

うのは医薬品の広告について、ソ連

1

〔新聞、雑誌、農業、商業雑誌の広告三六万二八三七が検査された。そのうち二万八二二一、すなわち約五分が、「不正または誤解を起させる」とみなされる説明を含んでいる」と指摘された。】つまり、連邦公正取引委員会法が一九三八年にホイラー・リー法ということによつて新しく改正せられて、特にその中で、食料品、薬品、治療器具、化粧品に関する不正広告、いわば日本の薬事法に関する広告が特にこの十五条の中に厳格に規定をされてゐる。だからアメリカ並みに広告を野放しにするという結果が生まれてきたのではないかと私は思うのです。こういふ方の資料の中では全然飛ばしてある。だからアメリカ並みに広告を野放しにするといふ結果が生まれてきたのを実は業務局のあなたが事実についてどういう御見解を持つておられるか、当局のこれは業務局長のお考えを承つておきたい。

は関係のない問題でござります。お話を  
り締まるということが、言葉としては  
そうでございますけれども、実際問題  
としてはいざれが虚偽に該当し、いず  
れが誇大に該当するかという問題はな  
かなかむずかしいし、従つて、これら  
の実施につきましては十分関係の団体  
等とも打ち合わせまして……。

○坂本昭君　その点はあとで聞きます。  
　僕が聞いてるのは、最初の法律  
のことを聞いている。アメリカのそれ  
をどう考えるかということを聞いてい  
るのです。今のよなホイーラー・  
リー法と二本建になっているといふこ  
とですね。それを聞いています。

○政府委員(高田海運君)　そういうこ  
とによってこの法律の適正なる運営に  
努めているわけでござりますが、法律  
としては、大体日本としては従来の六  
十条のようなことを根幹として参つて  
おりますので、やはり日本としては従  
来における薬事法規ないし広告に関する  
取り締まり法規というような観点が  
らして、それを根幹としていくべきで  
あるし、なおそれより以上に足らない  
分を今度六十七条、六十九条等で補い  
ましたが、こういう格好でいくことが  
妥当でないか、今のところはさように  
考えております。

アメリカのこういちばん広告に関する立法の趣旨を見ると、消費者の保護運動といいますか、消費者の保護という形で進められております。今の調査立法院の資料は、これはごく最近に日本では例の奥むめおさんの主婦連、つまり消費者代表ですね。の人たちが非常に調べられて、その結果アメリカの通産省でこういう消費者の保護に対するいろいろな立法を検討しているといふことからまとめて研究された結果、その中の広告の項を私が少し選び出したところなんです。これを見ますといふと、消費者の保護という形で打ち出されているので、たとえばこう書き出しつつあります。衣食住や生活の享楽に対する必要を満たすために、商品やサービスを消費するすべての男、女、子供、これが消費者、つまり生活の享受に対する必要を満たすために商品やサービスを消費するすべての男、女、子供、この消費者という考え方を明確にして、そりとして要求を満たしたいと望むこの消費者に保護を与える必要がある。そりとしてそれに二つの理由がある。一つは生産者と消費者の利害の対立が非常にきびしいから、つまりアメリカの通産省は、こう言っているのです。生産者のある者は消費者に対し訴欺や欺瞞の手段に訴えて利益を増加し、競争に対抗してきただから、消費者の保護の必要がどうしても生まれてくる。つまり訴欺や欺瞞の手段に訴えて競争に対抗してくるから、どうしても消費者の保護を必要とする、これが一つの理由。もう一つは必要な商品やサービスの価値や品質を評定できない消費者がたくさんある。つまり今日御承知の通り、商品は品目も多種多様であり、か

多種多様の商品の真偽を判別できる消費者というのはほとんどないということです。これはわれわれでもどのワイヤシャツがよくて、どの毛はえ葉がよいか、なかなかその判別はとうていできないのですね。さらに消費者には、日常使用する商品の品質を研究する時間がない、こういう二つの理由でアメリカの商務省は、取り締まり保護と教育保護の二つの保護方法で消費者を保護して、その結果一九三八年に薬事法とホィーラー・リー法を制定したといふに私は考えるのです。そこで問題なのは、アメリカの法律では、消費者という言葉で表現されてあります  
が、一体薬事法の中で、医薬品に関するものの中には、それを使ひ人をはなして消費者と呼ぶのにふさわしいであろうかと思われるものがあるのですね。それはビタミンとか胃薬を飲む人は、これは消費者の中に入れてもいいでしょう。が黄だんとか胃かいようとか、あるいは肺結核、これで薬を飲む人は、幾らアメリカ流に言つたって、これは消費者とは言えないと思うのです。生活を享樂するために薬品を消費しているのじやないのです。これは厳格な意味で消費者という言葉は、私は当てはまらないだらうと思う。で、言いかれれば、医薬品のあるものについている点です。病人相手の医薬品広告では、一般消費者に対する一般広告もござりも、はるかに厳格にすべき条件要素とがある。私の言いたいのは、そういうふうに思う。アメリカの消費者が、一般消費者相手の広告と取り締まり保護の法律の中でも非常に厳格にやら

れておる。日本の場合でも、これからだんだんお尋ねしますが、局長さん初め厚生当局のお考えは非常に甘い考え方ではないか。一般消費者に対する広告において取り締まりの内容、厳格さを異にするのがこれは常識ではないか。法律以前の問題ではないか、そういう点をまずお伺いしたい。これは大臣の見解もお聞きしたいのです。

○國務大臣（渡邊良夫君） 私は今、坂本先生から申されました特殊の薬剤につきましても、やはりこれは消費者が使うという意味においてやはり消費者の犠牲面というものが多分に私は考えられる。それがゆえに私は特別にやり規制をしなければならぬ、かように考えておるわけでございます。さような意味におきまして、やはり規制といふことは、消費者の利益のために、一般大衆の生活保護という建前におきましてやはり相当考慮しなければならないではなかろうか、かように考えております。

○坂本昭君 ワイシャツだと口紅の広告と同様に、命を守る医薬品の広告を野放しにしておくところに、私は日本の非常におくれた悪い自由資本主義があると思うのですね。いわば悪い商業主義がある。病人を单なる薬の消費者と見るというのは、實に私は悪質な商業主義だと思うのです。人間の命を商品と同一視するようなことは、私は非人道主義でさえもあると思う。だから実際は自由々々とはいいますがけれども、が人間の大事な、崇高な命の自由を守るために、広告の自由に対し当然制限を置くべきである。広告の自由に制

限を置くことが、これがむしろ眞の自由だらうと思う。で、局長がよく言われる例の強権発動ですね、これは強権発動するなら、こういうことに私は発動すべきだと思う。あなたはときどき強権は変なところに発動されようとしたがつておられるけれども、そうじやない。私はこういうことに何か強権發動したって、国民が不利益になることは絶対にないと思う。ところが、日本の法律も実は非常にきびしい面のあるものがあるのです。それはたとえば医療法の六十九条では、「医業、歯科医業又は助産婦の業務等の広告」としてですね、これには「左に掲げる事項を除く外、これを広告してはならない」。そしてそこに掲げてある一号から七号というものは非常に厳格なドライな科学的な記載だけなんですよ。

非常に厳格であります。さらに「医師

又は歯科医師の技能、治療方法、経歴又は学位に関する事項にわたってはならない」。これは三項に掲げてある。さらに、厚生大臣が特に必要があると認める事項は必要な定めをすることができる、非常に微に入り、細をうがつて規定している。で、先般、局長は、その效能効果相当のことならば広告してもよいらしいといふうのことを言っておられたが、いやしくも医業、歯科医業、助産婦の業務の広告については相当なものでもいけないのでよ。非常に厳格な規定がある。私は、広告についてこんなにきつのはほかにないだらうと思います。なぜこんなにきつい広告に関する規定を医師、歯科医師、助産婦について設けているか、これは私は厚生大臣にお伺いいたしました。こんなにきつい広告はほかにあり

ませんですよ。なぜこういうきつい廣告に関する規定をしているか。

○國務大臣(渡邊良夫君) 私もこの問題につきましては、なかなかむづかしい問題として、今明確なお答えはでき

ない次第でござりますが、御説の通り、私もさような趣旨におきまして検討を進めていきたいと、かように考えております。

○坂本昭君 そうしますと、薬剤師法の新しい法律では、第一条に「公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする」というふうに、今度は規定されました。これは実は医師法、歯科医師法、これにある規定と全く同じ

の任務といいますか、目的といいますか、医師法の第一条では医師の任務と

して、「公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする」。これが医師の任務もまた

です。それから歯科医師の任務もまた

正競争防止法によって規定があるだけ

でございます。しかし、薬についても、その面があると思いますが、制限の問題としては、まさしく相当な新聞等に

おいてもスペースを使っておりますし、従つて、広告費等もかなりの金額になつておることも、これは事実でござります。内容的にはやはり従来六十

条に相当する規定によって、虚偽誇張が私は出でたと思う。従つてそうするなら薬剤師が直接、間接責任を持つて当たる、この間問題になつた医師の広告については非常に厳格な規定が私は出でたと思う。従つてそう

べきである。私は当然厳格にすべきだと思ふ。そらしなければこの薬剤師法の第一条でこれを書いて下さい。薬剤師法の第一条にこれほど明確に薬剤師の正しい任務と使命を規定した以上は、同じように、医師、歯科医師が從

来厳格な規定の中で人命を尊重してきました、その立法の精神をここで混同してもらつては困る。当然医薬品の供給に関する広告のみ、これは醫利を対象として、幾らでもどんなに広告したって

どうでもいいという、そういう理由は私はないと思う。何か医薬品だけはそういうことはない、医薬品の広告はもう野放しでもよろしいという、そういう根拠があるならば、一つ局長から御

指示いただきたい。

○政府委員(高田浩運君) 一般的商品等についての広告に関しては、不

正競争防止法によつて規定があるだけ

でございます。しかし、薬についても、その面があると思いますが、制限の問題としては、まさしく相当な新聞等に

おいてもスペースを使っておりますし、従つて、広告費等もかなりの金額になつておることも、これは事実でござります。内容的にはやはり従来六十

条に相当する規定によって、虚偽誇張が私は出でたと思う。従つてそうするなら薬剤師が直接、間接責任を持つて当たる、この間問題になつた医師の広告については非常に厳格な規定が私は出でたと思う。従つてそうする度合いと、それから医薬品の供給に関する度合いと、それから医薬品の国民

ますし、その意味において私どもも苦心をいたしておりますけれども、今後認めなければならぬと思います。そういう意味合いで、従来医療法の系統においては、ただいま御指摘のありました六十九条等にきわめて厳格な広告制限の規定がござりますし、医薬品につきましては、この六十六条に

相応する、あるいはこれの前身となる規定がずっと以前からあつた、そういうことだらうと思います。

それから薬剤師法の第一条を御引用になつてのお話でござりますけれども、この点の規定の書き方と、それから医薬品の広告については、今度の法

律改正で根本的に従来の立て方を変えたと、そういう趣旨ではございません

ので、御了承いただきたいと思いま

るのは、やはりおのずからそれ相当のことは、壁庭があるということは、私ども

の運用につきましては、御趣旨の線に沿つてこの六十六条を適正に運用して万全を期したい、かよりに考えており

ます。

○坂本昭君 私は、医薬品の供給に関しても、これは医業、歯科医業の業務

の遂行に関しても、同じように、広告の面においては扱うべきのが当然ではないか、そのことを聞いているのです

よ。そらしなれば、薬剤師の任務と歯

科医師の任務と医師の任務と、各法の第一条で同じことをうたつておるで

しょう。それはわかりでしよう。医

師法の第一条は今言つた通り。医師法、第一、歯科医師法の第一条、それから薬剤師法の第一条、みんな「公衆

衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする」。こういう非常に神聖な大事な業務に従事している。だから医師、歯科

医師の広告については非常に厳格な規制が行なわれておる。だから薬剤師の

業務に従事している。だから医師、歯科医師の広告については非常に厳格な規制が行なわれておる。だから薬剤師の

業務に従事している。だから医師、歯科

医師の広告については非常に厳格な規制が行なわれておる。だから薬剤師の

業務に従事している。だから医師、歯科

医師の広告については非常に厳格な規制が行なわれておる。だから薬剤師の

業務に従事している。だから医師、歯科医師の広告については非常に厳格な規制が行なわれておる。だから薬剤師の

業務に従事している。だから医師、歯科

医師の広告については非常に厳格な規制が行なわれておる。だから薬剤師の

業務に従事している。だから医師、歯科

医師の広告については非常に厳格な規制が行なわれておる。だから薬剤師の

業務に従事している。だから医師、歯科

医師の広告については非常に厳格な規制が行なわれておる。だから薬剤師の

業務に従事している。だから医師、歯科医師の広告については非常に厳格な規制が行なわれておる。だから薬剤師の

業務に従事している。だから医師、歯科

医師の広告については非常に厳格な規制が行なわれておる。だから薬剤師の

業務に従事している。だから医師、歯科

医師の広告については非常に厳格な規制が行なわれておる。だから薬剤師の

業務に従事している。だから医師、歯科

のですよ。だから私は、この際、医薬品の非営利性といふものをできるだけ確立していきたい。もちろんその中に営利性を認めなければならないものもある。だからそこを線を引かなければならぬ必要が出てくる。しかし、少なくともテラマイシンとか、クロマイだとか、そういうもののについては、これらの広告を普通の化粧品の広告と同じようにするということは、これは許されぬことじゃないか。私はそういう点を語るために、薬剤師法第一条から医師法の第一条まで引き出してきてる。これをわかりになつておられないというとどうも困るのであるが、どうもそういう点あまり明確なお考えを持っておられないようになつておられる。これをおわたりになつておられないというとどうも困るのであるが、どうもそういう点あまり明確なお考えを持つておられないようになつておられる。これをおわたりになつておられないというとどうも困るのであるが、どうもそういう点あまり明確なお考えを持つておられないようになつておられる。これをおわたりになつておられないというとどうも困るのであるが、あなたの方ではあまり尊敬しておらない。適当に今まで通り使っていこう。そういうことは薬剤師を尊敬するがゆえにこの法律でいいと思っておるのであるが、あなたの方ではあまり尊敬しておらない。適當に今まで通り使っていこう。そういうことは薬剤師の新しい制度は確立されないし、日本の薬局制度も確立されない。だからこれは単なる広告という別個の問題ではなくて、やはりこれは薬剤師の直接間接関連する重大な業務の一端として現われてくる広告です。だからこの広告についてもつと厳重に取り締まつてもらいたい。取り締まらぬりしないようですから、もう少しお尋ねしていきますが、薬相当の効能、効果を広告をしてよろしいという御意見を局長は言つておられたのだが、そ

ういう自由が許されるならば、医師、歯科医師それぞれ実力相当の手腕力量の広告も私は許されていいと思う。だからそこを線を引かなければならぬ必要が出てくる。しかし、少くともテラマイシンとか、クロマイだとか、そういうもののについては、やはり人間の命を扱うという医薬品は一般大衆薬、すなわち消費物資のようには一般広告をさせておりません。もちろんそれにどの程度の法律の規制があるかはあなたの資料だけでは十分ではありませんが、しかし、この中にはいろいろなことも書いてありますね。一般広告をされた大衆薬は医師は処方しないのが原則である。つまり新闖などに広告になつたようなものは、これは医師は処方しないのが原則だ。原則だといふことは、それは何というか、營利的な医薬品の類でありますね。ほんとうにたとえば赤痢をなおすとか、結核をなおすとか、あるいは精神分裂症をなおすとか、そういうことに使う医薬品の場合には、これはもう大衆広告をやらない。私はそういうような一つの常識が出てきているのじゃないかと思う。そういう点がどうも局長自身非常に不正確なのであって、何か今までの長い伝統の中でも、医薬品の広告はこれでいいのだといふふうにお考へになつておられるのじやないですか。

○政府委員(高田浩運君) 医療法の六十九条と対比してのお話でございますので、そちらとの関連について私の考え方を申し述べたいと存じますが、まず第一に、かりに技能あるいは薬につ

いての効能といふものをとつて考えました場合に、医師の技能について客観的にだれが認定をしたであるとか、あるいは國家がこれを認めたりであるとか、そういうよろんなものが現実にはないわけでございまして、かりに今お話を、やはり人間の命を扱うという医薬品は一般大衆薬、すなわち消費物資のようには一般広告をさせておりません。もちろんそれにどの程度の法律の規制があるかはあなたの資料だけでは十分ではありませんが、しかし、この中にはいろいろなことも書いてありますね。一般広告をされた大衆薬は医師は処方しないのが原則である。つまり新闖などに広告になつたようなものは、これは医師は処方しないのが原則だ。原則だといふことは、それは何というか、營利的な医薬品の類でありますね。ほんとうにたとえば赤痢をなおすとか、結核をなおすとか、あるいは精神分裂症をなおすとか、そういうことに使う医薬品の場合には、これはもう大衆広告をやらない。私はそういう一つの常識が出てきているのじゃないかと思う。そういう点がどうも局長自身非常に不正確なのであって、何か今までの長い伝統の中でも、医薬品の広告はこれでいいのだといふふうにお考へになつておられるのじやないですか。

○政府委員(高田浩運君) 医療法の六十九条と対比してのお話でございますので、そちらとの関連について私の考え方を申し述べたいと存じますが、まず第一に、かりに技能あるいは薬についての効能といふものをとつて考えました場合に、医師の技能について客観的にだれが認定をしたであるとか、あるいは国家がこれを認めたりであるとか、そういうよろんなものが現実にはないわけでございまして、かりに今お話を、やはり人間の命を扱うという医薬品は一般大衆薬、すなわち消費物資のようには一般広告をさせておりません。もちろんそれにどの程度の法律の規制があるかはあなたの資料だけでは十分ではありませんが、しかし、この中にはいろいろなことも書いてありますね。一般広告をされた大衆薬は医師は処方しないのが原則である。つまり新闖などに広告になつたようなものは、これは医師は処方しないのが原則だ。原則だといふことは、それは何というか、營利的な医薬品の類でありますね。ほんとうにたとえば赤痢をなおすとか、結核をなおすとか、あるいは精神分裂症をなおすとか、そういうことに使う医薬品の場合には、これはもう大衆広告をやらない。私はそういう一つの常識が出てきているのじゃないかと思う。そういう点がどうも局長自身非常に不正確なのであって、何か今までの長い伝統の中でも、医薬品の広告はこれでいいのだといふふうにお考へになつておられるのじやないですか。

○政府委員(高田浩運君) 医療法の六十九条と対比してのお話でございますので、そちらとの関連について私の考え方を申し述べたいと存じますが、まず第一に、かりに技能あるいは薬についての効能といふものをとつて考えました場合に、医師の技能について客観的にだれが認定をしたであるとか、あるいは国家がこれを認めたりであるとか、そういうよろんなものが現実にはないわけでございまして、かりに今お話を、やはり人間の命を扱うという医薬品は一般大衆薬、すなわち消費物資のようには一般広告をさせておりません。もちろんそれにどの程度の法律の規制があるかはあなたの資料だけでは十分ではありませんが、しかし、この中にはいろいろなことも書いてありますね。一般広告をされた大衆薬は医師は処方しないのが原則である。つまり新闖などに広告になつたようなものは、これは医師は処方しないのが原則だ。原則だといふことは、それは何というか、營利的な医薬品の類でありますね。ほんとうにたとえば赤痢をなおすとか、結核をなおすとか、あるいは精神分裂症をなおすとか、そういうことに使う医薬品の場合には、これはもう大衆広告をやらない。私はそういう一つの常識が出てきているのじゃないかと思う。そういう点がどうも局長自身非常に不正確なのであって、何か今までの長い伝統の中でも、医薬品の広告はこれでいいのだといふふうにお考へになつておられるのじやないですか。

○政府委員(高田浩運君) 医療法の六十九条と対比してのお話でございますので、そちらとの関連について私の考え方を申し述べたいと存じますが、まず第一に、かりに技能あるいは薬についての効能といふものをとつて考えました場合に、医師の技能について客観的にだれが認定をしたであるとか、あるいは国家がこれを認めたりであるとか、そういうよろんなものが現実にはないわけでございまして、かりに今お話を、やはり人間の命を扱うという医薬品は一般大衆薬、すなわち消費物資のようには一般広告をさせておりません。もちろんそれにどの程度の法律の規制があるかはあなたの資料だけでは十分ではありませんが、しかし、この中にはいろいろなことも書いてありますね。一般広告をされた大衆薬は医師は処方しないのが原則である。つまり新闖などに広告になつたようなものは、これは医師は処方しないのが原則だ。原則だといふことは、それは何というか、營利的な医薬品の類でありますね。ほんとうにたとえば赤痢をなおすとか、結核をなおすとか、あるいは精神分裂症をなおすとか、そういうことに使う医薬品の場合には、これはもう大衆広告をやらない。私はそういう一つの常識が出てきているのじゃないかと思う。そういう点がどうも局長自身非常に不正確なのであって、何か今までの長い伝統の中でも、医薬品の広告はこれでいいのだといふふうにお考へになつておられるのじやないですか。

○政府委員(高田浩運君) 医療法の六十九条と対比してのお話でございますので、そちらとの関連について私の考え方を申し述べたいと存じますが、まず第一に、かりに技能あるいは薬についての効能といふものをとつて考えました場合に、医師の技能について客観的にだれが認定をしたであるとか、あるいは国家がこれを認めたりであるとか、そういうよろんなものが現実にはないわけでございまして、かりに今お話を、やはり人間の命を扱うという医薬品は一般大衆薬、すなわち消費物資のようには一般広告をさせておりません。もちろんそれにどの程度の法律の規制があるかはあなたの資料だけでは十分ではありませんが、しかし、この中にはいろいろなことも書いてありますね。一般広告をされた大衆薬は医師は処方しないのが原則である。つまり新闖などに広告になつたようなものは、これは医師は処方しないのが原則だ。原則だといふことは、それは何というか、營利的な医薬品の類でありますね。ほんとうにたとえば赤痢をなおすとか、結核をなおすとか、あるいは精神分裂症をなおすとか、そういうことに使う医薬品の場合には、これはもう大衆広告をやらない。私はそういう一つの常識が出てきているのじゃないかと思う。そういう点がどうも局長自身非常に不正確なのであって、何か今までの長い伝統の中でも、医薬品の広告はこれでいいのだといふふうにお考へになつておられるのじやないですか。

○政府委員(高田浩運君) 医療法の六十九条と対比してのお話でございますので、そちらとの関連について私の考え方を申し述べたいと存じますが、まず第一に、かりに技能あるいは薬についての効能といふものをとつて考えました場合に、医師の技能について客観的にだれが認定をしたであるとか、あるいは国家がこれを認めたりであるとか、そういうよろんなものが現実にはないわけでございまして、かりに今お話を、やはり人間の命を扱うという医薬品は一般大衆薬、すなわち消費物資のようには一般広告をさせておりません。もちろんそれにどの程度の法律の規制があるかはあなたの資料だけでは十分ではありませんが、しかし、この中にはいろいろなことも書いてありますね。一般広告をされた大衆薬は医師は処方しないのが原則である。つまり新闖などに広告になつたようなものは、これは医師は処方しないのが原則だ。原則だといふことは、それは何というか、營利的な医薬品の類でありますね。ほんとうにたとえば赤痢をなおすとか、結核をなおすとか、あるいは精神分裂症をなおすとか、そういうことに使う医薬品の場合には、これはもう大衆広告をやらない。私はそういう一つの常識が出てきているのじゃないかと思う。そういう点がどうも局長自身非常に不正確なのであって、何か今までの長い伝統の中でも、医薬品の広告はこれでいいのだといふふうにお考へになつておられるのじやないですか。

か、すべて一様に広告の取り締まりの対象と考えております。

○坂本昭君 ところが、広告に関する日本の法律というのは、非常に私はルーズだと思うのです。この際これは

委員会の同僚の各位にお諮りして、広告の問題を少し検討する必要があるんじゃないか、特に医薬品の問題を。

これはもう私は外國にこういふ例はない、絶対にないと思う。アメリカの新聞でも、イギリスの新聞でも見られて、

日本の新聞ほどあれほど医薬品の広告が多いかどうか、これはもうわれわれの常識で判断ができる。今の屋外の広告などについては、これは屋外広告物法という法律があり、各都道府県に条例があつて、条例の中でも東京だとか、京都あたりはかなり整備されている。これはみんな立看板の美観ですね。美観と、それから公衆に対する危

害、安全、この二つだけなんですね。従つて、屋外広告物法といつれども、こ

れは美観と危害關係のこと、あとそ

れでどういうものが広告されているか

ということは、これは特に厚生省で調べていただかなければならぬと思うのです。

○坂本昭君 どうも局長は大事な点を抜かしているのですが、今の三つの原

則の中で、専門家向けの広告の自由の

権利が、あとはどういふふうに規定

されていますが、これは特に厚生省で調

べていただかなければならぬと思うの

です。あなたの方の資料によると――

外國の実情がどうかといふことも一つ調べておる限り御説明いただきたい

が、同時に、資料の中に、医薬品の広

告について、三つの原則が各國に共通して存在している。第一が虚偽、誇大の広告の禁止、第二番目が特定疾病に

使用する医薬品の広告禁止、三番目が

専門家向けの広告の自由、この三つが

実は共通して存在しているといふう

に言わっていますが、これは当局とし

てはどうお考えですか、この三つの原

則。

○政府委員(高田浩運君) まず第一の虚偽、誇大の広告の禁止につきましては、これは從来日本が踏襲している制度でございます。

それから第三の専門家向け広告の自由、この点については、今の虚偽、誇大に触れない限りにおいては、これはもちろん当然自由と考えております。

しかし、虚偽、誇大にわたる限りにおいては、専門家向けでもこれは制限を

するというふうに考えております。

それから特定の疾病に使用する医薬品の広告の禁止、これは從来何も日本としては規定がございませんでした。

今回、六十七条の規定を置いたわけでございますが、ただこの点について

は、外國の場合と日本の場合とは、沿革的に事由が違いますので、必ずしも

同一にはもちろん参らないと思いま

す。

○坂本昭君 どうも局長は大事な点を

抜かしているのですが、今の三つの原

則の中で、専門家向けの広告の自由の

権利が、あとはどういふふうに規定

されていますが、これは特に厚生省で調

べていただかなければならぬと思うの

です。あなたの方の資料によると――

外國の実情がどうかといふことも一つ

調べておる限り御説明いただきたい

が、同時に、資料の中に、医薬品の広

告について、三つの原則が各國に共通して存在している。第一が虚偽、誇大の広告の禁止、第二番目が特定疾病に

使用する医薬品の広告禁止、三番目が

専門家向けの広告の自由、この三つが

実は共通して存在しているといふう

に言わっていますが、これは当局とし

てはどうお考えですか、この三つの原

則。

方通りでございましたので、この点については特別の議論はございませんでした。

それから第二に、六十七条に相当するいわゆるガン等の特殊な疾病的医薬品の広告の制限、これについては現在、実際上薬事審議会の決定に基づきまして、こうい特殊な疾病用の特殊

薬につきましては、広告の制限をして

いるわけなんだから、これはやはり

法律的に掲示することが妥当ではないかとうふうなことがありました。

それから第三に、広告というのは非

常に広範な内容を含み、また、その方

法も非常に多岐にわたっておりますの

で、これらの取り締まりについては、

やはり関係団体というものが、ほんと

に適正な広告をするように、それを

促進を、また、助長をしていくとい

うことか、前提として一番大事なこと

じやないか。だから、やはりこれを少

しでもバック・アップしていくとい

うような仕組みといらものを考へべき

じやないか。だから、やはりこれを少

しでもバック・アップしていくとい

うような意味においては、どういふふ

うないが、大衆広告をする医薬品は医師

が処方しないといふ慣習が広く各国に

存在するのは注目すべきことである。

こうい慣習はいい慣習であつて、當

中に、特にあの「法律上の問題では

外國の実情がどうかといふことも一つ

調べておる限り御説明いただきたい

が、同時に、資料の中に、医薬品の広

告について、三つの原則が各國に共通して存在している。第一が虚偽、誇大の広告の禁止、第二番目が特定疾病に

使用する医薬品の広告禁止、三番目が

専門家向けの広告の自由、この三つが

が違った場合あるいは全然それが許可にならなかつた場合といふようなことが想定されますので、それはやはり禁

止することが適當であるから。

そこで先ほど来特にお話をあります

たいわゆる広告の量の問題、確かに日

本の場合においては、日刊新聞等を見

ますと、量としては相當な量を占めてい

かとうふうなことがありました。

それから第三に、広告というのは非

常に広範な内容を含み、また、その方

法も非常に多岐にわたっておりますの

で、これらを取り締まりについては、

やはり関係団体というものが、ほんと

に適正な広告をするように、それを

促進を、また、助長をしていくとい

うことか、前提として一番大事なこと

じやないか。だから、やはりこれを少

しでもバック・アップしていくとい

うような仕組みといらものを考へべき

じやないか。だから、やはりこれを少

しでもバック・アップしていくとい

うような意味においては、どういふふ

うないが、大衆広告をする医薬品は医師

が処方しないといふ慣習が広く各国に

存在するのは注目すべきことである。

こうい慣習はいい慣習であつて、當

中に、特にあの「法律上の問題では

外國の実情がどうかといふことも一つ

調べておる限り御説明いただきたい

が、同時に、資料の中に、医薬品の広

告について、三つの原則が各國に共通して存在している。第一が虚偽、誇大の広告の禁止、第二番目が特定疾病に

使用する医薬品の広告禁止、三番目が

専門家向けの広告の自由、この三つが

実は共通して存在しているといふう

○坂本昭君 では、この六十六条についても少し詳細な具体的な説明がはります。

いても、少し詳細な具体的な説明がはります。

いわゆるガソリン等の特殊な疾病的医薬品の広告の制限、これについては現

在、実際上薬事審議会の決定に基づき

ますと、効能の範囲を逸脱をしたもの、

あるいは、何かこれについて本省

としてはこういふものがある、これを

見ていただければわかるといふものが

あるなら一つ出していただきたい。

○政府委員(高田浩運君) 簡単に御説

明申し上げますが、第一に虚偽と申

しますのは、効能について言えば、許可

された効能の範囲を逸脱をしたもの、

たとえば女性ホルモン剤でガンの治療

云々といふような広告をしたものはこ

れに該当いたします。それから誇大と申しますのは、特に最大級の形容詞を

使つたもの、その一部の例といたしま

して、百パーセントの治療率を誇る

といふような言葉を使つたり、あるいは

〇〇〇病を一瞬にしてなおす、そういう

ようなものはこれに該当いたしました

。それからたとえば暗示的な例でござ

ます。それからたとえば暗示的でござ

りますが、写真をあげまして、この

胃腸薬を使つたため、この通り太りました

。それからたとえば暗示的な例でござ

りますが、写真をあげまして、この

胃腸薬を使つたため、この通り太りました

。それからたとえば暗示的でござ

りますが、写真をあげまして、この

胃腸薬を使つたため、この通り太りました

。それからたとえば暗示的でござ

りますが、写真をあげまして、この

みよは薬の名前は言いませんよ。み

よ。

んな相当大きい日本の大メーカーです。痩がなかなか抜けない人、二日酔いする人、厚生大臣聞いておつて下さい、体力の衰えを感じている人、全身に活力をつけるといろのでにまぎ笑っている。これはいいと思いますよ。それから「頭が重い、目まいがする」と、頭を鎮静して、脳に栄養を補い便通も整える、きれいな人がっこり笑っている。これだつて暗示じやありますか。それから今たとえばこういうのがありますよ、相当有名な薬です、「少量でも優れた治療効果を発揮します」と書いてある。こんなことうそですよ。大体適量があるんだから、適量以下の少量できくはずないんです。これは僕は虚偽だと思う。あげますよ、大メーカーです。日本の一一番のメーカーです。どれもこれもみんな大きい。こんなでたらめなメーカーは、これは全部あしたから新聞は消して下さい。消さなかつたら僕の方でありますよ。こんなでたらめなことは明瞭ですよ。これ「ペペ胃のくあいは」といつて、おとうさんにつり笑つてました。これだつて暗示的であることは明瞭ですよ。これ私特別に選んだんじゃない。新聞のところだけ切つてきました。切つてきましたが、たとえこれなどもそうですね、「ガッチリふると」。百ペーセントんな虚偽が誇大か暗示か明示かです。たとえこれなどもそんなに太つてゐるでしょう。確かにこれ見つたらあれだと思ひんですよ、いいなあと思う。しかもこれも有名な会社ですがね、「まず消化液の分泌を二倍以上もたかめて、食欲をグッと増進させます」。消化液の分泌を二倍以上も

高める、これはうそです。絶対うそだ。あなたたち監視員は一体何を監視しているのだ。こんなばかなことはありますまい。あと言い出したらきりがありません。これも有名だ、しようと云ふても、しかし、きき目がすみやかにちゅうテレビに出てくる。「効果がすみやかに爽快になり、長く続く」、これは割合おだやかな言葉でなければなりません。これも有名だ、しようと云ふても、僕もこの薬好きなんです。実は好きで使っておりますし、人にもやりますが、そんなに必ずしもいつもすみやかに爽快にはなりませんよ。これも虚偽だと思う。みんなうそです。一つ一つ探しておつたらどれもこれもうそです。あなたの言われた明示、暗示などということとは、これはこっちに有名な喜劇俳優なんかみんなばっかりした美しい目をしている、こっちに目薬の広告が出てる。これをつけたらなるほどこんなきれいな目になるかと思うでしょう。これも明示、暗示、両方かねてているんですよ。だから全部調べてみて、これを正しいと思つたものはまずないというくらいです。ほとんどないということ。それでいてあなたの方は薬事審議会は何をしておつたか。それから厚生当局は何をしておつたか。私はそういうことを……。さらにあなたの方で薬事監視状況についての統計がありましたがね。ここで違反発見件数で、不良品と虚偽、誇大広告と二項目あります。これは一体幾ら調べた結果になります。これは一体幾ら調べた結果は七百三十一ある。僕が調べたらほとんど全部引っかかりますよ。幾ら調べたかということ。それから不良品の方も私なんだん心配になつてきたんです。このころ毛生え薬を使つたら生えるど

○委員長(加藤武徳君) ところがだんだんよい薄くなつた。何かあなたの方の監督不十分じゃないかといふ疑いをだんだん持つてきた。だから引き続いて次の機会に、一休何件調べてどうであつたかということを聞きたい。虚偽、誇大広報と不良品のことについてもう少しまさかい説明をしていただきたい。

○委員長(加藤武徳君) が見えましたので、坂本君引き続いて御質疑があればあとに回していただきたい。高野委員の質疑に移りたいと思います。……ただいまの御答弁簡単に願います。

○政府委員(高田浩運君) お話の資料についてよく調査をいたしました。この次の機会にお答えを申し上げます。

○高野一夫君 私は薬事法に関して、この機会に自治庁長官に御見解を伺つておきたいことは、第四条に、都道府県の知事の諮問機関として地方に薬事審議会を置くことになつておりますが、薬事審議会での答申ではこれは置くことに対する、いわゆる必ず置かなければならぬ必置制、こういうこととあつたし、厚生省当局も大臣初めその御希望であつたやに聞いておりました。が、自治庁の強い反対があつてこれが置くことができると、こういうことに訂正された法案にはなつておるわけなのであります。が、この辺のところが地方の知事の諸間機関とのいろいろな振り合いもあるのかもしれません。が、一つこの委員会において、置くことができるようになり、一つそらしてもらいたいと、こういう要望を強くされ自治庁側の意見を伺つておきたい。

○國務大臣(石原幹市郎君) 高野委員  
からのただいまの御質問でござりまするが、都道府県におさますいろいろの審議会といふか、諸問機関等につきましては、まあ、最近の立法の傾向といたしまして、なるべくこういふ組織は地方の組織も簡素化したいといふことと、それから、地方自治尊重という建前からいたしまして、強制設置ということよりも、任意設置ということにいたしまして、そうして各都道府県の薬事行政の実態に応じまして設置の有無を決定していく建前にしたい。これは、ひとり今回の薬事法ばかりでなく、大体今ごろの立法の仕方はそういう形をとつておりますので、そういう意味で今回の薬事法案につきましても、自治庁側としてそういう希望を申し入れておる次第であります。

こうじう法律ができてしまつたのであるから、今度は一応任意制でやむを得なかろう、こういうことで現在当委員会においても審議しているようなわけであります。従つて、これは置くことができることに従つておきたい。

（國務大臣（石原幹市郎君））たゞいま、地方の知事だの衛生部長、業務課長だけではやることはあまり信頼ができるないといふような表現の仕方があつたたのであります、これは私はちよつとまあどうかと思うのでありますしかし、お話をありましたように、いわゆる薬事行政の複雑性といいますか、これはなかなかめんどうな行政であることは私もよくわかりますので、そういう意味で四条の建前はこう、うことになつておりますけれども、できるだけ各都道府県に薬事審議会が置かれまするようによく打ち合わせまして指導して参りたいと、かように考えま

○高野一夫君 それじや渡邊厚生大臣に伺つておきますが、せつかく今自治府長官がああいう見解を述べられたのでございますが、薬事行政の地方における実際の行政が適正にいくためにぜひとも審議会が必要であると思うので、一つ自治府長官と厚生大臣と十分協力され、漏れなく審議会が置かれるような方法をぜひとも講じていただきたいと思うのであります。厚生大臣のお考えを伺います。

○國務大臣(渡邊良夫君) できるだけそのような趣旨におきまして指導いたしていきたいと、かように考えます。

○竹中恒夫君 関連して自治府長官に。

○委員長(加藤武徳君) ちょっとと申し上げますが、長官はどうしても零時前には席を立ちたい、かような御希望で、簡単に願います。

○竹中恒夫君 大だいま高野委員の御質問に対しまして自治府長官の御答弁を承ったわけなんですが、大体最近の立法の傾向がこういう形である、また、行政の簡素化という意味からもうする方がいいんだという御答弁のようになに承った。国民皆保険を前にいたしまして、医療機関のない所が多數ござります。特に地方では、中央でわからぬような特殊な事情等があるわけであります。私は、地方方針を中心として各種のそりといふ審議会といふものは簡素化するといふ傾向でありながら、現実には必要な度合いが深くなつてくるよう考へておるわけです。特に薬事行政は、今長官みずから仰せのようにも、業態も一号業者から四号業者まであるといふような非常に複雑な業態で

あり、その業態は、それぞれ取り締まり方法なり取り扱いの品目等も違つてあるような広告等がございましても、地方の行政庁が直接に取り締まるにしても、やはりそういう審議会といふものが必要であろうと、かように私は考えるわけです。また、薬品の順守であるいは乱発の指導等につきましても、ただ単に、中央に薬事審議会があるといふことだけではなかなか円滑な薬事行政といふことは行ない得ないと、かように思うわけなんです。せっかく原案が必置制度でなくして置くことがであります。ならば、私はあえてこれ以上は申しませんが、今申し上げましたたゞ一つに、薬事行政といふのは非常に複雑多岐でありますので、この点十二分に私は運営の上で格段の御指導を賜りたい、かように考えますので、重ねて長官の御意向を承りたいと思ひます。

○高野一夫君 私は、先般来厚生省に二、三の懸案を投げかけておるわけであります。

まず第一に、先般来、坂本委員、藤田委員からやかましく言われておった特例販売業の品目限定であります。これができるだけ速急に改訂をしてそらしてできるだけ医薬品の幅を狭めるべきである、かように考へるわけでありまして、新規許可の分に対しましてはもちろん新たに品目を限定することは容易でありますしうが、過去の既得権者に対する品目も手持ちの品物がなくなるような機会に、できるだけ近い時期に根本的の品目の改訂をすべきである。藤田、坂本両委員から指摘された通りに、非常に多くの品目が特殊販売業者、従来の三号業者等に売られてゐるということは好ましからざる状態だと考えます。速急に新規の品目限定、さらにつ従来の品目の改訂、これについては御答弁が本日まで延びておったわけでありますが、はつきりした見解がおきになつたならば、一つこの機会に厚生省の見解を承つておきたい。

○政府委員(高田浩選君) 薬のいわゆる販売は、まあ業者はこれについての知識経験を有する者に取り扱わせるのが本旨である、それ以外のいわゆるしろうとにかく取り扱わせるのはごく例外であるというのがこの法の趣旨でござります。そういう意味において、この特例販売業の取り扱い品目につきましては、従来行なわれておりました点について再検討を加えまして、今申し上げました趣旨からして、いわゆるこのしろうとにかく取り扱わせる、そういう点にかんがみまして、それに相応したもの

にしほっていくということで検討いた  
したいと考えております。  
そこで、今後の許可の方針として  
は、新規の許可についてはもちろんそ  
の新しい基準によってやっていくべき  
ことは当然でございますが、既存の業  
者につきましては、もちろんそれによ  
らせるよう指導いたしますと同時に  
に、現在でいえば、登録の更新、新法  
によれば許可の更新——更新の機会に  
そこらの最終的な処理をつけると、そ  
ういうふうにしてこの法に定めている  
本来の趣旨に新旧ともにのつとらして  
いくということに努めて参りたいと思  
います。

○高野一夫君　だいぶはつきりして参  
りましたが、登録更新の機会に、既存  
業者については新しい限定した品目で  
やらせる、これが適当だと思います。  
その時期について、一つはつきりとこ  
こできめるというか、まあ承つておき  
たい。この次に今の三号業者が特例販  
売業に今度登録を更新をする時期はい  
つでありますか、その更新の時期が局  
長のおつしやる通りに、最も新しい限  
定した品目に切りかえる適当な機会で  
あると、私もそう思います。この十二  
月か一月か、あるいは来年になるかい  
つになりますか、それを一つはつきり  
と伺つておきたい。従来は一年ごと、  
今度は二年ごとになつておりますから、  
その辺のこととはどうなりますか  
か、経過規定として。

○政府委員(高田浩運君) 実はこの法  
律がいつ成立するかということをまあ  
政府側から予測をして御答弁申し上げ  
るのもいかがかと存じまするが、これ  
が早く通過をいたしますならば、こと  
しということになりますけれども、お

くれますといふと、結局それだけ施行の時期が伸びます関係上、場合によつてはこの法律の施行それ自体が年を越すといふことも考えられますので、そぞから再来年といふことになりますが、もちろん再来年までぐすぐしておるわけには、これは參りませんので、そなとなれば事実上の措置として、その前に銳意努力をして、実質的にはその前に解決をして、形式的には登録更新のときといふらうな努力を最大限度に試みてみたいと思ひます。

なお、前段に申し上げました点、施行が早ければことしと申しませんけれども、登録更新の時期は、年内に施行になりました場合においては来年ということになるわけです。

○高野一夫君 ことし中に施行になりますれば、登録更新は私も来年の暮れになると思ひます。そういたしますれば、来年の暮れの登録更新の時期が最も適当である、もしも万一延びるようなことがありますれば、今のおつしやつたような方法をもつてできるだけ近い時期に、一つそういう方法をおとりになるように、おつしやつた通りのことを実行になるように要望をいたしておきます。

その問題はそれでおろしゅうございますが、先般来、くどくど申し上げている飼と小売の区別がこの薬事法に觸する限りはない。それがあらゆる点につの矛盾を生じて來ている。まず第一に、この条文からいつても、三十七条の販売方法の制限に引つかかってくることを申し上げている。そこで、医薬品の販売業者は店舗による販売でなけ

ればならぬ、こういうことにまあなつてゐるのであります。この点についても十分研究を願いたいと思ひますけれども、店舗による販売を卸売業者の売る販売に解釈するならばこれは小売業者が困る。小売業界が混乱する。小売業者の中の店舗による販売を卸売業者といふらうに解釈すると、このままで卸売業が困るわけだから、従つて、この店舗による販売業といふものについては、実際面においていろいろ省令あるいは解釈の通達その他の方法をもつてここではつきりと卸と小売の販売方法の実態をつかまして指導をしていく何か取りきめをしていく方法を講ぜざるを得ないはずだと思うのであります。その点について、一昨日以来の研究の結果を承つておきたいと思います。

慣といふものはある程度これはすべての法律の場合はそうでございますが、実態的な習慣といふものを基礎にして実際に即した取り扱いをしなければならないと思ひます。一般消費者に対するいわゆる小売販売というものにつきましては、これはもちろんあるべき姿としては店舗における販売といふことになります。先ほど申し上げました趣旨からしてそなあるべきものと考えられます。しかし、実態が具体的にはなかなかつかみにくい点もござりますけれども、指導上なるべく店舗において行なうようにすることによってこの法律の趣旨とするところを確保する、そういうふうに考えていきたいと思います。

なお、この法律の規定趣旨から申しまして、行商でありますとかあるいは露店でありますとか、そういういわゆるつかみどころのない屋外販売、そういうようなものはもちろんございませんけれども、店舗がありまして、薬を売り歩いて販売するいわゆる行商類似の行為をするということが許されないことは、これは申すまでもないこととであります。

○政府委員(高田浩運君) これは実態に応じた指導をいたしたいと考えております。

○高野一夫君 そこでこの法律は修正しない限り卸売業と小売業の区別はできないわけでありまするが、何か省令のこときものをもつて医薬品販売に関する小売業者と卸売業を区別をして、そして卸売というのはまあ定義を下す必要はないが、繰り返し申し上げておりますように、卸売業の定義はどの法律にもなくして、卸売業という言葉が使われているのでありますから、厚生省令において卸売は何をいう、小売は何をいう、そういうことは今さら繰り返す必要はないと思いますが、しかし実際に店舗なら店舗の構造施設とか何とかそのほかいろんな点について、基準について、卸売業はこう、小売業はこう、こういうふうに厚生省令とか何かで区別することは可能じゃないかと考えられますが、その点には、厚生省としてはどういうふうに考えられますか。

○政府委員(高田浩運君) 医薬品の販売業の許可の場合におきましては、いわゆる一般販売業については薬局にします第六条をいわば準用しているわけでございますが、その中の一つはまあ構造設備の点、一つは申請者のいわゆる人的な関係という二つに分かれおりますが、人的な関係についてこれ等をどう区別をする理由はないと思ひます。構造設備の点については業態の違いによりまして、たとえば保管施設その他について多少の差異があることは言うまでもないことでございま

ては、御趣旨の線に沿つて十分実施の問題として検討していくべきだと思いまます。

○高野一夫君 その検討が困るのでありますと、検討とか廃止じゃ困るのでありますまして、今あなたのおっしゃつた通りに、構造設備はおのずから違ひである。そうすると、構造設備の差異を小売業者局、小売の卸商の場合とこう、それから一方の卸売の場合はどうすることは一向差しつかえないと思う。そしてそのことだけでもって卸売と小売は截然と区別ができるわけではなく、明確な卸業者の統計をとることができますと私は思うのでありますから、そういうことを厚生省令で出すべきである。まあ今省議がきまっているわけでも何でもないでしょらが、出す、出したいという意思があるかどうか、これは一つ大臣にお伺いいたしたい。私はぜひ出していただきたいということを要望しております。

○國務大臣(渡邊良夫君) 先般も申上げました通り、小売商、卸売商といふのは地方によってはつきり業者間に置いて実態といふのはわかりきつておると思います。そういうような実態の調査をいたしまして、画然とその区別を、私どもが指導いたしまして、そろして場合によりましては省令のことときものでこれを指導いたしたいと考えております。

○高野一夫君 ゼひともこれは厚生省構造設備の点をとらえてだけでも卸賣業はこう、小売業はこう、こうきめていただければ、これではっきり医薬品

販売業に対する実態、卸売業者と小売業者、それらを兼業しておる、専業しておる者のおのずから間違いない数字が出て参るはずだと思ひます。現在はそれがあるいはまいものになつておる。ぜひ今の、局長、ことに大臣の御趣旨が実現するよろしく強く要望を申し上げております。

それで関連いたしましても一つ大臣にも、それから特に実務者としての特に局長にお伺いしておきたいと思ひますのは、先般やはり私の引用いたしました小売商業調整特別措置法、これでははつきり小売と卸を分けていてこれを申し上げたい。その場合に商工組合も小売は小売、卸売は卸売、こうなるわけでありますから、何らかやはり省令のごときので医薬品販売業と区別しておかぬといふと、この法律はどうもかく実際的に区分せぬというところが通産関係の仕事に関連して出て参るのであります。そこで、この特別調整法の十五条の一項によりまして、この間申し上げた通りに、メーカーが小売をやつた場合の小売業者との紛争の調整あつせんに都道府県知事が乗り出す。このことを考えた場合にも明確にしておくべきであると思ひます。同時に、その十四条には政令である業態を指定をいたしますると、そうしてまた地域を指定をいたしますれば、その指定された業態は、その指定された地域内においては卸売があるは製造者が、製造業者または卸売業者が小売営業を営む場合はそれを届け出なければならない。廃止した場合も届け出なければならないとなつておる。そうすると、この措置法の十四

条において、医薬品に関する卸も小売もはつきりして参らうかと思います。そこでこれは一つ通産関係の法律であり、その方で定める政令であります。が、厚生大臣の方から通産大臣と一つ協力、連絡をとられて、医薬品の製造業並びに販売業についてこの十四条による政令の中に指定をする。政令で指定をする。そしてこの面から卸と小売の数字が実態がはつきりつかめるようになる。そして十五条の発動するときも実際は實際としてまた根拠ある一つのことに基盤ができる参る。こう思ふのでありますが、厚生大臣は一つ通産大臣と、通産省と御連絡を願って、できるだけ十四条の政令で医薬品の問題を指定をしてもららう。これを一つ協力願えないものかと思うのであります。これは私は厚生大臣として当然指定の中に入れてくれと要望をお出し願うことが適当ではないかと思うのであります。そういうふうにお考えになつておるのかどうか、一つはつきりと承つておきたいと思います。

○國務大臣(渡邊良夫君) 小売商業調整特別措置法は、その大半の権限といふものが知事に委任事項となつておるわけでござります。しかし、最終的におきましては主務官庁におきまして、これは政令によつて定めると、こういふことになつております。私どもいたしましては、通産当局と十分協議いたしました上で、これは御趣旨の線に沿うていきたいと、かように考えております。

○高野一夫君 それじゃ今の卸、小売の問題はだいぶ鮮明されましたので、

一応きよろのところはこの程度にいたしておきます。もう一つ私は、これは局長にもそれから大臣にも伺つておきたいのであります。が、日本の医薬品の流通経済が非常に混乱に陥つておる。これにはいろいろな原因がひそんでいると思います。そうしてまた、混乱の結果は、国民の医療対策に非常な欠陥を生ずることとは御承知の通りである。そこでこれも生産過剰であつて、メーカーの段階においての先ほど坂本委員がおつしやつたが、広告その他による競争の過度、激甚さによるものだと考えておる。そこで法律はないのであるけれども、今後将来これを改正する場合の準備として私は申し上げたいのであります。それがやはり過度競争の一つの大きさは原因になつてゐると思ひます。

私は、何とかしてこの生産を抑える工夫はないかということあります。これは計画経済でない限り、自由経済の日本においてなぜあんなに広告宣伝をやつて、どんどん過度な激甚な競争をやつてまで製造販売をしなければならぬかといふと、これは私が申し上げるわけでもござります。しかし、最後的にこれができますまい。これは私もわかります。しかし、たとえば日本においてなぜあんなに広告宣伝をやつて、どんどん過度な激甚な競争をやつてまで製造販売をしなければならぬかといふと、これは私が申し上げるわけでもござります。しかし、最終的におきましては主務官庁におきまして、これは政令によつて定めると、こういふことになつております。私どもいたしましては、通産当局と十分協議いたしました上で、これは御趣旨の線に沿うていきたいと、かのように考えております。

○國務大臣(渡邊良夫君) 小売商業調整特別措置法は、その大半の権限といふものが知事に委任事項となつておるわけでござります。しかし、最終的におきましては主務官庁におきまして、これは政令によつて定めると、こういふことになつております。私どもいたしましては、通産当局と十分協議いたしました上で、これは御趣旨の線に沿うていきたいと、かのように考えております。

○高野一夫君 それじゃ今の卸、小売の問題はだいぶ鮮明されましたので、

は私は薬事審議会でこの問題が討議さるができない。これは現在の法律上でされて答申の中に出ることを希望しておつたのでありますけれども、時間がかかり大臣にも伺つておきたいのであります。が、日本の医薬品の流通経済が非常に混乱に陥つておる。これにはいろいろな原因がひそんでいると思います。そうしてまた、混乱の結果は、国民の医療対策に非常な欠陥を生ずることとは御承知の通りである。そこでこれも生産過剰であつて、メーカーの段階においての先ほど坂本委員がおつしやつたが、広告その他による競争の過度、激甚さによるものだと考えておる。そこで法律はないのであるけれども、今後将来これを改正する場合の準備として私は申し上げたいのであります。それがやはり過度競争の一つの大きさは原因になつてゐると思ひます。

私は、何とかしてこの生産を抑える工夫はないかということあります。これは計画経済でない限り、自由経済の日本においてなぜあんなに広告宣伝をやつて、どんどん過度な激甚な競争をやつてまで製造販売をしなければならぬかといふと、これは私が申し上げるわけでもござります。しかし、最終的におきましては主務官庁におきまして、これは政令によつて定めると、こういふことになつております。私どもいたしましては、通産当局と十分協議いたしました上で、これは御趣旨の線に沿うていきたいと、かのように考えております。

○國務大臣(渡邊良夫君) 私は高野委員の非常に御心配されておられるこの問題は、通産省と十分協議いたしましたと、おのずから六ヶ月間のそこにハンディキャップがつくわ  
○政府委員(高田浩運君) いわゆる生産制限等の当面の問題については、今大  
臣がお答え申し上げましたが、別の問題では、中小企業團体法、この法律の推進、運営によりまして私は十分これができるのではないかと、かようにしておきたい。

は私は薬事審議会でこの問題が討議さるができない。これは現在の法律上でされて答申の中に出ることを希望しておつたのでありますけれども、時間がかかり大臣にも伺つておきたいのであります。が、日本の医薬品の流通経済が非常に混乱に陥つておる。これにはいろいろな原因がひそんでいると思います。そうしてまた、混乱の結果は、国民の医療対策に非常な欠陥を生ずることとは御承知の通りである。そこでこれも生産過剰であつて、メーカーの段階においての先ほど坂本委員がおつしやつたが、広告その他による競争の過度、激甚さによるものだと考えておる。そこで法律はないのであるけれども、今後将来これを改正する場合の準備として私は申し上げたいのであります。それがやはり過度競争の一つの大きさは原因になつてゐると思ひます。

私は、何とかしてこの生産を抑える工夫はないかということあります。これは計画経済でない限り、自由経済の日本においてなぜあんなに広告宣伝をやつて、どんどん過度な激甚な競争をやつてまで製造販売をしなければならぬかといふと、これは私が申し上げるわけでもござります。しかし、最終的におきましては主務官庁におきまして、これは政令によつて定めると、こういふことになつております。私どもいたしましては、通産当局と十分協議いたしました上で、これは御趣旨の線に沿うていきたいと、かのようにしておきたい。

は私は薬事審議会でこの問題が討議さるができない。これは現在の法律上でされて答申の中に出ることを希望しておつたのでありますけれども、時間がかかり大臣にも伺つておきたいのであります。が、日本の医薬品の流通経済が非常に混乱に陥つておる。これにはいろいろな原因がひそんでいると思います。そうしてまた、混乱の結果は、国民の医療対策に非常な欠陥を生ずることとは御承知の通りである。そこでこれも生産過剰であつて、メーカーの段階においての先ほど坂本委員がおつしやつたが、広告その他による競争の過度、激甚さによるものだと考えておる。そこで法律はないのであるけれども、今後将来これを改正する場合の準備として私は申し上げたいのであります。それがやはり過度競争の一つの大きさは原因になつてゐると思ひます。

私は、何とかしてこの生産を抑える工夫はないかということあります。これは計画経済でない限り、自由経済の日本においてなぜあんなに広告宣伝をやつて、どんどん過度な激甚な競争をやつてまで製造販売をしなければならぬかといふと、これは私が申し上げるわけでもござります。しかし、最終的におきましては主務官庁におきまして、これは政令によつて定めると、こういふことになつております。私どもいたしましては、通産当局と十分協議いたしました上で、これは御趣旨の線に沿うていきたいと、かのようにしておきたい。

剤師法の中に薬剤師道審議会というものを置いて、薬剤師としてあるまじき行為あるいは薬剤師として当然守らなければならぬ道義を守らない、これらものについていろいろ吟味をする医道審議会と同じような薬剤師道審議会といふようなものを私は設けることが適當じゃないかと考えるわけであります。そこで薬剤師法の中に、せつかり医道審議会が現在あるのに、それと同じような薬剤師道審議会を置かなかつた理由、これを一つ伺つておきた。

○政府委員(高田浩運君) 言話のようによく医道審議会が現在あるのに、それと同じような薬剤師道審議会を置かなかつた理由、これを一つ伺つておきた。薬剤師道審議会といふのを実は設けない。道審議会といふようなものを、なつかつたのでござりますが、なお、今後この問題としては、十分検討いたしました。薬剤師道審議会を置かなかつた理由、これをお聞きたい。かように思ひます。

○高野一夫君 あまり時間がないようありますから簡単に端折りますが、アメリカにも医道審議会のこときもの

があり、薬剤師倫理審議会のこときものがやはりあるやに承知しております。従つて、今度置かれなかつたことは、相當な私は危険を伴うと考

えています。従つて、人体に対する作用について十分専門家が研究をされた上

で、厚生省として、これは同じ吐きかけられ、必要に応じて審議をされれば幸いだと思いません。それからもう一つ、あと十二時半ごろから、ほかの委員の方に質問時間を

外品あるいはその他の医薬部外品と

いたしませんが、そのほかに医師法の二十四条の二のいわゆる「衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合」における医師に対する厚生大臣の指示権の發動であります。

○政府委員(高田浩運君) これは御承知のように、医療法で標榜し得る診療科名をはつきり内科、外科等規定をいたしておるのですが、そのほかに特別な標榜をすること、これについてそういう特別な科名の標榜を認められるかどうかという、医療法としては非常に根本的な問題に触れる、そいつた点の審査等をやるというようなことを含んでおる委員会でございまして、それらの点から、特にそういう医道といふ名前は名前でござりますけれども、特別な審議会を設けたと私は記憶

いたしておるのでござります。そういうものについていろいろ吟味をする医道審議会と同じような薬剤師道審議会といふのを置いて、薬剤師法の方行為あるいは薬剤師として当然守らなければならぬ道義を守らない、これらが適當じゃないかと考えるわけであります。そこで薬剤師法の中に、せつかり医道審議会が現在あるのに、それと同じような薬剤師道審議会を置かなかつた理由、これをお聞きたい。かように思ひます。

○高野一夫君 あまり時間がないようありますから簡単に端折りますが、アメリカにも医道審議会のこときもの

があり、薬剤師倫理審議会のこときものがやはりあるやに承知しております。従つて、今度置かれなかつたことは、相當な私は危険を伴うと考

えています。従つて、人体に対する作用について十分専門家が研究をされた上

で、厚生省として、これは同じ吐きかけられ、必要に応じて審議をされれば幸いだと思いません。それからもう一つ、あと十二時半ごろから、ほかの委員の方に質問時間を

外品あるいはその他の医薬部外品と

いたしませんが、そのほかに医師法の二十四条の二のいわゆる「衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合」における医師に対する厚生大臣の指示権の發動であります。

○政府委員(高田浩運君) これは今まで相当多くのは、薬局で売られていた面も多々あるわけでございまして、それから、そういう意味において、確かに藥といふことと、それから器械といふものを一緒に規定するのはどちらかといふ御議論もあらうかと思います。それから、そういう意味において、確かに藥といふことと、それから器械といふものを一緒に規定するのはどちらかといふ御議論もあらうかと思いますけれども、便宜従来の例にならない

ましても、こういう規定にいたしたわけでありますとか、そういう物的な医薬部外品がどういうふうな範囲でござりますけれども、考え方をいたしましては、

○委員長(加藤武徳君) ただいまの御質問で、大臣なり局長の答弁があると

思います。しかし、高野委員の質疑は終わりましたので、関連質問ではなく、引き続ぎ質疑を聞いて、かように思いました。

○國務大臣(渡邊良夫君) 私はしなりとでございまして、ただいまの専門的な御質問に対しましてちょっと答弁します。

○政府委員(高田浩運君) これは今まで

いたしましたのでござりますが、従来の慣例によつてやつておる、こういうことを

聞いておるのでござります。詳細につきましては、政府委員の方から説明をいたさせます。

○政府委員(高田浩運君) 御承知のよ

うに、現行法に、用具といふ名において医療器械器具その他のものの規定を

いたしておりますし、新法においても、それを引き継いだわけでございま

す。なお、これが実施内容につきましては、今お話をのように、器械器具等について非常に進歩をして参りました

けれども、それを引き継いだわけでございまして、薬務局としても、光学関係の専門家を置きましたこの審査に当たら

せておるというような点もござります。なおまた、種類としては非常に多

岐にわたっておりますけれども、その

中にお置きになるのか、医務局の所管

にござりますけれども、それをどうして薬事法の施行をいたしましたけれども、便宜従来の例にならない

ましても、こういう規定にいたしたわけ

でござります。

○政府委員(高田浩運君) これは今まで

いたしましたのでござりますが、高野委員の質疑は終わりました。



○山本杉君 いらっしゃらないのですけれども、これに対してもお考えでございますか。

○政府委員(高田浩運君) 薬局がいわゆる適正に配置されることが望ましいことは、これはもうみんな同じだと思いますし、特に、無薬局地区等に薬局ができるということについては、これも当然、社会保障全般の一環として考えなければならぬ点だと思いますのでございますが、それはやはり、それを達成するにはそれに相応する手段という意味において、医療金融公庫

の第一回の厚生白書には、その問題に

について相当字数を費やして、根本的な解決策をやらなきゃならぬとあります。その意味において、医療金融公庫の活用でありますとか、そのほか、やはり今後、経済的な助成、そいつは問題については真剣に考へなければならぬと思うのでございます。法律的な手段によって距離制限をするといつもありはございません。

○山本杉君 薬局を作る場合に、医療金融公庫のお金が出るでしょけれども、その住宅の方は認めないと

読んでみますと、三十一年度の厚生白書の半分ぐらいしか書いてない。しかも最初の、去年まで――前年度まで字数が少くなりまして、とうとう

三十四年度の厚生白書の同じところを

出ないということは、私はおかしいと思うのです。ただ作文で、他の項目とおつき合いに、無薬局地区の根本対策といふものを抽象的にうたつておられただけじゃないと思ふ。やはり厚生省

は、そここの薬局のところに必ず無薬局町村の表が出てるのです。それからたとえば無薬局町村の数字がどういうことになっているとか、パーセンテー

ジがどうなっているとか、相当詳しい表が出て、厚生当局もこれに対して、

も、何とかしなきゃいかぬようになっておりました。しかし、その後検討いたしました結果、必ずしもそれのみによ

るといふふうにいたしておりまして、その意味において、純然たる住宅について、一応まあ医療金融公庫に関する法律におきまして、調剤に必要な

施設というふうにいたしておりまし

て、その意味において、純然たる住宅

と申しますか、それはこれでは考えて

いないということになります。

○秋山長造君 関連。今の無薬局地区についての対策ですが、実は私、せんたつてから皆さんがこの問題について

いうか、方針というか、そういうものはあるのですか。――厚生白書を最初の三十一年度からずっと私は、読んでみたのですが、三十一年度ができるということについては、これも当然、社会保障全般の一環として考えなければならぬ点だと思いますのでございますが、それはやはり、それを達成するにはそれに相応する手段とい

うことです。私はおかしいと思うのです。ただ作文で、他の項目とおつき合いに、無薬局地区の根本対策といふものを抽象的にうたつておられただけじゃないと思ふ。やはり厚生省

は、せっかくこの問話をきめておったけれども、実際の熱意は何もないのだといわれても言ひわけはできぬのじや

め地區ですね、これに対する対策と同じように、無薬局地区に対する対策といふものはやはり相並行してずっとや

はり何かもう少し具体的なものを出されなければ、熱意がない、法律は作ったけれども、実際の熱意は何もないのだといわれても言ひわけはできぬのじや

め地区ですね、これに対する対策と同じように、無薬局地区に対する対策といふものはやはり相並行してずっとや

はり何かもう少し具体的なものを出されなければ、熱意がない、法律は作ったけれども、実際の熱意は何もないのだといわれても言ひわけはできぬのじや

め地区ですね、これに対する対策と同じように、無薬局地区に対する対策といふものはやはり相並行してずっとや

はり何かもう少し具体的なものを出されなければ、熱意がない、法律は作ったけれども、実際の熱意は何もないのだといわれても言ひわけはできぬのじや

め地区ですね、これに対する対策と同じように、無薬局地区に対する対策といふものはやはり相並行してずっとや

はり何かもう少し具体的なものを出されなければ、熱意がない、法律は作ったけれども、実際の熱意は何もないのだといわれても言ひわけはできぬのじや

は、そここの薬局のところに必ず無薬局町村の表が出てるのです。それからたとえば無薬局町村の数字がどういうことになっているとか、パーセンテージがどうなっているとか、相当詳しい表が出て、厚生当局もこれに対して、

も、何とかしなきゃいかぬようになっておりました。しかし、その後検討いたしました結果、必ずしもそれのみによ

るといふふうにいたしておりまして、その意味において、純然たる住宅について、一応まあ医療金融公庫に関する法律におきまして、調剤に必要な

施設というふうにいたしておりまして、その意味において、純然たる住宅について、一応まあ医療金融公庫に関する法律におきまして、調剤に必要な

施設というふうにいたしておりまして、その意味において、純然たる住宅について、一応まあ医療金融公庫に関する法律におきまして、調剤に必要な

施設というふうにいたしておりまして、その意味において、純然たる住宅について、一応まあ医療金融公庫に関する法律におきまして、調剤に必要な

施設というふうにいたしておりまして、その意味において、純然たる住宅

について、一応まあ医療金融公庫に関する法律におきまして、調剤に必要な

施設というふうにいたしておりまして、その意味において、純然たる住宅

について、一応まあ医療金融公庫に関する法律におきまして、調剤に必要な

施設というふうにいたしておりまして、その意味において、純然たる住宅

院、診療所、薬局は適正に山間僻村にまで配置されなければならぬ。これは厚生省として当然考えなければならない。第一の目標だと思う。現在のままで国民皆保険もへつたくれもありません、やれません。法律はできたにしても、実際問題として、医療の恩恵をなかなか受けられない者が非常に圧倒的に多い。昨日もわれわれ当委員会で、社会保険出張所に行きましたし、いろいろな問題を調べましたが、事実において医療を受けられない。薬剤も受けられないと。ありますから、憲法論議にかかるわらず、その憲法論議を克服すべき法律論の努力、そして医療機関に対する対策、これは厚生省として当然お持ちになるべきだと私は思うのであります。憲法違反ではありませんから、そこで、憲法論議はともかくも、この憲法論議をいかにかして克服して、医療機関の適正配置をしなければ国民皆保険は実施できないのだと、実際的にできないのだと、こう考え方のものとに、一つ御努力を願いたいということを私は言つたのです。そうしたところが、大臣が御病気で、内藤政務次官がおいでになつて、答弁を求めた。一人の政務次官の答弁ではなくして、病氣でお出にならない厚生大臣の代理としての私は答弁を願いたいと、こう実は言つたわけなんです。大臣に相談しないで内藤政務次官は答弁されたのであろうと思いますけれども、そのときに、厚生省としては、当然医療機関の適正配置の方向に向かうべきである、そのため率先陣

頭に立って、いろいろな問題の解決に当たるべく努力しますと、こまはつきり言つた。そして、医療制度調査会の発足にあたつては、医療機関、病院、診療所の適正配置についても十分論議を重ねてもらつもりだということを言われた。でありますから、私は、それならば、この法律では解決できないのだから、今後の問題に待つとして、一応その答弁を了いたしまして、この適正配置の問題は一応それで私は引つ込めたのであります。ところが、今の山本委員のお説は、私おそらく同じ意見じゃないかと思うのであります。が、ただ、現在の法規ではだめです、できません、だから医療金融公庫で金を貸して、無慈局村にいろいろな援助の方法を講じて慈局を広めていくはかはないのだと、ただこう詳いつばなしでは困る。現在はそらするよりほかないが、今後は、この開拓した大臣代理で明確された通りに、こうこういう方向に行かなければならぬという答弁をなさなければ、山本委員の御質問に対する明確なる答弁に私はならぬと思う。これははつきりしておいていただきたい。せつかく大臣、あなたに無断で内藤政務次官はおつしやつたかもしらぬが、願わくば、大臣代理の答弁はそのまま大臣が了承されて、大臣の御意思であるという意味を明確にしていただけば、この問題は私としてはおしまいにしたいと思う。

○國務大臣(渡邊良夫君) この適正配置の問題は、かねてから私どもが主張いたしておりますまして、特にこの僻地医療ということにつきましては、相当世間の関心も高まつておりますので、われわれはできる限りその方面に努力をいたしたいと、かように考えておりました。ただ、医療法の改正等によりましての適正配置の問題は、病院、診療所が都市に非常に集中的に多いと、こういった場合におきまして、私どもは多少それに適正な配置という言葉は用いますけれども、僻地におきましては、どしどしわれわれは、今高野委員が御要望されたような線に沿いまして、ぜひこれはやっていきたい。内務政務次官の御答弁の通りであります。

○山本杉君 そこで、私はもう一つ大臣に伺いたいのでござりますけれども、適正配置をして、診療所なり薬局なりができて、そろして国民皆保険の制度が実施されて参ります場合に、診療所があり、医者の処方で調剤されるときはいいのですけれども、充薬とか、あるいは医者の処方以外の薬を買うということは、これは医療保険からはずれると思いますが、これに對してどういうふうにお考えでありますか。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの点、かいづまんでもう一べんおつしゃつて下さい。

○山本杉君 医療保険の実施にあたつて、大臣は適正配置するのが必然であるといふ御意見であるとおつしゃつたのでござりますけれども、もしも診療所ができるないで、薬局ができました場

合に、医者の处方によって薬が売られるというときは、医療保険の線で半額の収益が負担するのでありますけれども、そうでない場合には医療保険にならないと思うのですが、そのときにはどういうふうにお考えでありますか。

○國務大臣(渡邊良夫君) これは医師の診断が先決条件となつておりますから、保険制度の建前上、各個人々々で薬局から薬を求めた場合にはおきましては、これは保険の対象には今のところ考えておりません。

○山本杉君 だけれども、事実上医師の診断を受けられないような僻地はどういうことになるのでしょうか、そこをおつしやつていただきたいと思います。

○國務大臣(渡邊良夫君) 国民健康保険施設といふものは、私どもはできるだけこれを奨励しております。保険者がいろいろな薬剤等をそこにたくさん集めておりまして、そこでそろそろしたような処置を講じさせたいと、個人個人の場合はつきましては、その国民健康保険施設といふのを利用していただきたいと、かように考えております。

○山本杉君 山の中や何かで、急病のときにそこまで手が届かない。それからまた、往診を頼めば、一キロにつき二千円といふらとうふらに往診料が非常にかかります。しかし、その人は、国民皆保険でありますから、税金は納めておるといふ。うようなときに、税金からはそれで一歩起り得ると思いますが、これまわなければならぬ、よくな事実がざいふんに対してもういかないように処置をなさるのですか。

○國務大臣(渡邊良太君) 先ほどお話をきいて、お尋ねの問題は、医師の診断といふものが前提となるべき地におきましては、国民健康施設とうものを利用さして、それで当分間に合わしていただきたい。将来的問題としてこれは検討をしていただきたい。

○藤田藤太郎君 関連して、私は非常に重大な問題です。私は一昨日で事務局長にこういう一つの身分の問題、それから薬事の適正な流通の問題として法案ができた。それでいて今この保険制度では医者の手を絶なければ給付がない。ということでは医者のおらない所は保険料をかけっぱなしという気になるんやないか。これは省議を開いて、本来私はこの法案が切出されると同時に、そういう問題が生えられて提出されたものだと思ってたところが、触れていないと言うのですから、これは重大な問題ですから、保険のかけっぱなしという国民皆保険の関係においてそういうことは許せない。だからどうしますか、省議において参ります。こういう御返答をした。今の大臣のことを聞いている保健施設を置いてそこで薬の配給をなす。それでは保健施設には今一号、二号、三号、四号という工合にこの薬剤師法の中で販売機構で問題になつてゐる。国は高度な技術知識、そういうのをこの法律で身分保障と同時に求めておる。そうしたら、その保健施設は薬剤師を全部配置されるのですか、そこを聞きたいのです。そうでない限りは非常にあいまいです。

○國務大臣(渡邊良夫君) これは検討すべき問題であるといだしまして、ただいま即答いたしかねます。

○藤田藤太郎君 それではさつきの答弁ではなしに、あらためて検討してお答えを願う、こういふことです。

○吉武恵市君 私も今の藤田君の御質問に関連して同じ考え方を持っているわけですが、ちょうど大臣がお見えになつてるので、私はやはり要望をしておきたいと思います。本委員会でも前々からこの問題が論議されているのであります。大臣もお気づきのことと思ふので今さら申し上げる必要はないと思うのですが、皆保険制度が布かれますと、今のように全部が保険料を徴収されると同時に、それが医療に浴するという建前になるわけです。今大臣もちよつとおっしゃいましたが、医者にかかる、それでべき地のそれぞれ末端まで医療制度を置くといつてもそれはなかなかむずかしいでしょうが、そのときには出でていって医者の診察を受ければいいじゃないかといつても、おのずから距離があると思うのです。言わても、事実上の問題としてはなかなかかかれないとと思うのですけれども、制度として国民皆保険が布かれた以上は、それは山の上の一軒や二軒まで、医療制度とかあるいは離れた島で相当の人家のある所では、医療制度をやはり政府の責任において置かれるということが同時に考えられなければならないと思うのです。それ

はもう当局としてお考えになつてゐるところは思ふのですが、ただ時間の問題があるので、将来考えますではもう保険制度は布かれるのですから、やはり具体的に一つ一つを御計画になつていて。

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めます。

○秋山長造君 簡単にさつきの点を重ねてお伺いしますが、さつきの三十一

年度の厚生白書を出して以来、今日まで無薬局地区対策としてどういうことになりますが、それをちょっと簡単でいいで

医地区あるいは無薬局地区についてどういうふうに具体的にいくかというのを至急に一つお考えが願いたい。この点私御要申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの吉武委員の質問に対しまして答弁はよろしいのですか。

○吉武恵市君 御要望だけで……。

○山本杉君 そこで、もう一つ私大臣にお願いなり何なりあるのでございまが、それは厚生省でも一生懸命お考えでいらっしゃいましょうし、私ども医者としても、この問題是非常に情熱を持って考えておることでござりますが、それは無医地区の解決の問題なん

です。ところで、医者がどうしても行かないという盲点がそこにあります。もう少し医者の立場にも御同情を持つてこの問題をお考え下さらないと、なかなか解決が困難じゃないかといふことを思いますので、大臣に一つその問題をお考え願いたいと思いましてお願ひします。

○國務大臣(渡邊良夫君) 十分、その点は今考究中でございまして、準備も進めております。

うなことを言つておられる。だんだんベースは少なくなつておりますけれども、影は薄くなつておるけれども、言葉は同じことを使っておられる

のですから、何かもう少し、ただ今まで申たままである、三十億足らずの金で発足するものに、わずかに便乗して、

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記を始めます。

○秋山長造君 簡単にさつきの点を重ねてお伺いしますが、さつきの三十一

年度の厚生白書を出して以来、今日まで無薬局地区対策としてどういうことになりますが、それをちょっと簡単でいいで医地区あるいは無薬局地区についてどういうふうに具体的にいくかというのを至急に一つお考えが願いたい。この点私御要申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの吉武委員の質問に対しまして答弁はよろしいのですか。

○吉武恵市君 御要望だけで……。

○山本杉君 そこで、もう一つ私大臣にお願いなり何なりあるのでございまが、それは厚生省でも一生懸命お考えでいらっしゃいましょうし、私ども医者としても、この問題是非常に情熱を持って考えておることでござりますが、それは無医地区の解決の問題なん

です。ところで、医者がどうしても行かないという盲点がそこにあります。もう少し医者の立場にも御同情を持つてこの問題をお考え下さらないと、なかなか解決が困難じゃないかといふことを思いますので、大臣に一つその問題をお考え願いたいと思いましてお願ひします。

○國務大臣(渡邊良夫君) 大へん御激励を賜わりまして、感謝にたえない次第でござります。今年は予算上ちよつともう間に合わないかもしません

が、来年は大いに努力いたしまして御期待に沿うようにいたしたいと、かように存じております。(笑声)

○秋山長造君 時間の関係がありますから、私はこれでやめますが、この問題は、笑い事でなしに、ほんとうに政府としても、厚生大臣としても、事務的な問題ではないのですから、真剣に考えて下さい。そうしなければ全国の関係者は納得しませんよ。國民も納得できません。ですから、私の方のほかの委員の方が来週また徹底的にやられるそろですから、その方にお譲りしませんが、もう少しはつきりした方針を持つてきて下さい。そんな努力します、努力しますと言つて、抽象的なことはかり、厚生白書みたいなことばかり答弁されでは困る。

○委員長(加藤武徳君) それでは暫時休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後二時二十六分開会

○委員長(加藤武徳君) それでは午前に引き続いて会議を開きます。

まず、委員の異動を報告いたします。

五月十二日付をもつて、徳永正利君が辞任し、その補欠として平井太郎君が選任されました。報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) 午前中に審査をいたしました薬事法案及び薬剤師案に対する本日の質疑は、この程度にしておきたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから労働情勢に関する調査の一環として、主として国鉄に関する労働問題に関する件を議題といたします。

ただいま政府からは、松野労働大臣は衆議院の社会労働委員会に出席をいたしております。赤澤労働政務次官が出席をしております。政府委員として龜井労政局長も出て参つております。なお、国鉄からは吾孫子副総裁が差しつかえまして、中村常務理事、河村職員局長が出席をいたしております。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 私はこの前の四月二十六日に質問いたしました、国鉄当局の行なつておる不当労働行為について引き続いて質問をいたしたいと存じます。

この前の質問では、現地の実情が国鉄当局に十分把握されておらなかつたけれども、調査不十分あるいは実態の把握不十分で満足する答弁を得られませんでしたので、きよろは前に質問いたしましたことで、国鉄当局の方で把握されておらなかつた点をただしながら、さらにこれに基づいて質問をしていきたいと存じます。

まず、この前の委員会の最後のこところで、私はこういう締めくくりをいたしました。この問題は、第一は本社の方針がどういう方針であるのか、これは本社の方針でそういうふうに金沢鉄道管理局の方に、あるいはほかの管理部門にも指示をしながらそろそろいろいろな行動をやつているのかどうか。それから第二は、そのような本社の方針である

とするならば、一体この本社の方針をどうされようとするか、それに関連してもしこれが現地だけの考え方やつてゐるとするならば、これをどういふうに対策をされようとするか。第三には、この問題はすでに組合側から不當労働行為として労働委員会に申し立てをいたしているが、こりいふうに労使関係が不明朗であつては仕事も十分に能率が上がらぬだらう、従つて責任者としてこの問題をどういふうに処理するか。この三つの問題を結論として質問いたしましたのに対し、中村常務理事はこういふ答弁をされております。第一の問題については、もしさうのような事実があつたらこれを直していきたいと思ふ。また本社の方針ではない。それから第三の問題については、今までもそういう気持で組合と折衝なり協議なりしてきましたが、あくまでも誠心誠意を尽くして問題の解決に当たる、従つて円満な解決に今後努力する、こういふよくなことで答弁をされておりますが、国鉄当局に質問いたしますのは、去る四月二十六日から今日まで調査された事実について御報告願いたいと存じます。

○説明員(中村卓君)　ただいまの小柳先生の御質問に対してお答えいたします。

この前、私がまあとで御答弁申し上げました点につきまして、その後具体的にさらに調査をいたしましたのであります、そのことにつきまして一応項目を分けて御報告申し上げたいと思います。

か、その点についてでございますけれども、両先生と金沢の局長がお会いしましたときには、第二組合とほかの組合とを差別待遇をしたり、あるいは便宜供与を特にするということは、当局としてはやるべき筋合いではないのです。あつて、あくまでも厳正中立であるべきだという御意見が述べられましたので、両先生からそういうお話をございましたので、局長は当局といたましましては、その問題についてはあくまでも厳正中立の態度でやつてあるつもりだ、差別待遇をしたつもりはないといふ旨を申し上げましたところ、両先生は、必ずしも現場機関にはそのような当局の態度が徹底していないような疑いがある。何らかの方法でそういう点を徹底させてもらいたいという、まあ御要望があつたようであります。これに対しまして局長といたましましては、現場長会議その他の何らかの機会において当局の態度をはつきりさせて徹底するよろこしたいといふお答えをしたうえでございまして、私の方の調べでは、特に局報に掲載するというお約束はいたしました。実際問題といたしましては、その後そのときの会見の模様を掲載いたしており厳正中立でやつてあるのだということを書いてございます。これを各現場機関に配付してございます。

ござりますけれども、これはあくまで  
も本人の自発的な意思に基づくもので  
ございます。なお、この前ちょっと私  
がはつきりしなかったので若干御疑問  
を残したかと思いますが、当局からは  
これに対し旅費を支給するというこ  
とは全然やつておりません。で、出席  
した者は非番あるいは公休あるいは年  
次有給休暇、そういうものを利用して  
出席しているようございます。

それからこれに関連いたしまして、  
支部の大会の出席のために二十分早退  
をいたしました者を処分いたしました  
というのは次のような事情によるもの  
であります。これは三十四年の九月十  
七日の支部大会の際だと存じますが、  
南福井の駅で三名の者が監督者の許可  
を得ずに無断で早退いたしまして大会  
に参加をいたしましたので処分をいた  
したのでございます。

それから、これはこの前そういうこ  
とがないはずだというように御答弁申  
し上げたと思いますが、三田村労研の  
印刷物や第二組合の情報等を当局の手  
で配付しているのじやないかといふ御  
質問があつただと思いますけれども、こ  
ういうことは絶対にいたしておりませ  
ん。

それからある係長等が国鉄労組の脱  
退届けに署名捺印を強要したということ  
とがあつたんではないかというお詫びが  
あつたかと存じますが、こういうこと  
は私の方の調べでは全然そのようなな  
どを局としても命令したことはない  
し、また実際にそういうことがあつた  
という事実もないという報告がきてお  
ります。



る請願も出でております。われわれはそういう具体的な事実、しかも証拠書類をつけた事実について今この委員会で質問しておるわけです。それについで、もう管理局長の方から全然そういうことはないという御報告で、平行線で行つても、ここでこれは何ら結論が得出ないわけですね。そうしますと、あとははどうするか。あとは現地の責任者を参考人として呼ぶなり、何かして、具体的にここでこの書類の中のこととを争う以外に方法がないのですが、その問題は一応職員局長が見えておるから、あとで聞きましょうが、私がこの間一番最後に結びました、第一の問題の本社の方針は一体どうか。そういうものについて一つ聞いておきましょう。

合、その場合に「良識ある組合運動」と見出しに書いて、そうして、横の方のタイトルは「過激な実力行使に反対、初代委員長に松音友治」こういうふうに書いてある。これは国鉄総局の金沢鉄道管理局の新聞だが、あたかも第二組合の新聞であるかのときタイトルをもつて、これを全家庭でみんな一緒に読み下さいとやってばらまいておる。これは一つの具体的な事実です。

○小柳勇君 あなた一番最初に答弁させられたときに、横山代議士と勝澤代議士が参りまして局長に会つて、そうしていろいろやりとりがあつて、最後に厳正中立の、これから組合運動について、立場をいたしますと言つて、文書で告知したと言われますが、その文書はどういう文書ですか。

○説明員(中村卓君) 金沢の局の労働課で出しました三十五年一月二十一日の「労働情報」というものでございまます。

それでそこの一一番最後に、これは組合からの申し入れ、秋山先生、加藤先生のいらっしゃつたときの会見の模様です。

組合員などといふものは、これは何とか踏みつけて意見を聞こうとしない。しかも、一二三年にわたるその不当労働行為が公然とやられる、だからまあ一つ国労の顧問として先生方行つてくれないか、こういうことで行つておる。そのことは認めますか。

○説明員(中村卓君) 私の方では、先生方が金沢へどういう理由でおいでになつたかということは、何もよく存じてゐません。(中止)

発生しておる。そういうものに対し、私が第一に言いたいのは、もう少しがんばりして、積極的に常務理事として、たとえば現地に行くなり、あるいは局長をあからざるのところに呼ぶなり、あるいは駄馬を呼ぶなりして、もっと積極的に事を調査して、そうして国会で問題になつておられないということで、これが解決策のためには努力するという点を全然やめておられないということ、それからもう一つ、そういうふうな不当労働行為の申し立ては出でるけれども、まあ私の方ではそんなことはありませんでしたといつてこれを押し切らうとしておられた

○説明員(中村卓宣) 本社の方針につきましては、この前私がここで時間もございませんので簡単に申し上げたとお思いますが、あくまでも厳正中立で、誠心誠意をもって労働問題は解決する所の本社の方針は一体どうか。そういうものについて一つ聞いておきましょ  
う。

○説明員(中村卓君) 第一の金鉄情報でござりますか、金次郎が出来ました。それは全然私は存じておりません。

それから、第二の問題につきまして、この間それに、まあはつきりではございませんでけれども、先生の方からそういう御質問がございましたので、一応そういうことがあったんぢゃないかといふ、何と申しますか、印象を持っておりますけれども、それは先ほど申し上げましたように、局へ調べましたところが、そういうことはない、という回答が来ておりますので、ないと思つております。

の問題については、従来からも中立であるが、今後も当然厳正中立である」というようなことを答弁した。なお、趣旨は以上の通りであり、最後に「組織合組織の問題に対する当局の立場は厳正中立であることは論を待たないところであるから、十分留意されたい」というような付記がされております。これを先ほど申し上げましたように各現場に配付したわけでございます。

○説明員(中村卓君) 一応まあそういう少なくてとも疑いを受けるような事実があつたんじやないかという推測はでか。きると思います。

○小柳勇君 そういうような疑いだけじゃなくて、次に不当労働行為申し立てが出ておる。この前も言いましたように、これは国鉄の労働組合としても明朗なことでない、不明朗なそういう職場慣行、今まだ局長さんの回答では、そういうことはやつておりませんと、そういうような一片の答弁で押しきづらうとされているが、現地の方では、そういう不明朗な具体的な事実が

○小柳勇君 その加賀谷総務部長が本社に呼ばれた。それは職員局長が呼ばれたのでござりますか。

○説明員(中村卓君) そうでござります。

○小柳勇君 それでは一つあとでまた常務理事に国鉄の方針として聞くことがありますけれども、具体的な事実として職員局長から説明を求めますが、加賀谷総務部長が参りまして、今私が申し上げたようなこと、あるいは現在起こりつつあること、将来金沢鉄道管理局の労務管理について、どういうふうな方針を持っておるのか。調べた点

○小柳勇君 あなた一番初めに答弁させられたときに、横山代議士と勝澤代議士が参りまして局長に会つて、そうしていろいろやりとりがあつて、最後に敵正中立の、これから組合運動について、立場をいたしますと言つて、文書で告知したと言われますが、その文書はどういう文書ですか。

○説明員(中村卓君) 金沢の局の労働課で出しました三十五年一月二十一日の「労働情報」というものでございます。

それでそこの一一番最後に、これは組合からの申し入れ、秋山先生、加藤先生のいらっしゃったときの会見の模様でございますが、これに対しまして、まあいろいろと先生方から申し入れがあつた。それに対して局長及び総務部長から「労働組合の運動方法について批判したことはあるが、組織上の問題については立ち入っていない。経営上の知識を与える業務に対して主眼を置いている。」これは経営教育講座のことだと思いますが、それから「組合の組織の問題については、従来からも中立があるが、今後も当然敵正中立である」というようなことを答弁した。なお、趣旨は以上の通りであり、最後に「組合組織の問題に対する当局の立場は敵正中立であることは論を持たないところであるから、十分留意されたい。」というような付記がされております。これを先ほど申し上げましたように各現場に配付したわけでございます。

○小柳勇君 その横山さんと勝澤さんの行つたのはただ遊びに行つたわけじゃないのですね。これは国労の方でいろいろ現地で交渉するけれども、ほんとの現地の局長は高飛車に出て、

組合員などといふものは、これは何といふか踏みつけて意見を聞こうとしない。しかも一、三年にわたるその不当労働行為が公然とやられる、だからまあ一つ国労の顧問として先生方行つてくれないか、こういうことで行っておりませんけれども、多分そういうことだらうという推測はできると思います。

○説明員(中村卓君) 私の方では、先生方が金沢へどういう理由でおいでになつたかということは、何もよく存じておりませんけれども、多分そういうふうに「労働情報」で、組合の運動については厳正中立にやれよと、そこまで労働課長が出しておる。そのことは、そういう現地の方で駅長なり助役なり、そういうものが、あまりにも目に余る動きをするからだと、そこまで理事として推測できませんでした。

○説明員(中村卓君) 一応まあそういうふうなくとも疑いを受けるような事実があつたんじやないかといふ推測はできると思います。

○小柳勇君 そういうような疑いだけじゃなくて、次に不当労働行為申し立てが出ておる。この前も言いましたように、これは国鉄の労働組合として光明朗なことでない、不明朗なそういう職場慣行、今ただ局長さんの回答では、そういうことはやつておりますけれども、そういうふうな一片の答弁で押されてしまうと、そういうふうな現地の方では、そういう不明朗な具体的な事実が

て、私が第一に言いたいのは、もう少し積極的に常務理事として、たとえば現地に行くなり、あるいは局長をあなたの方に呼ぶなりして、もっと積極的に事を調査して、そうして国会で問題になつておられないということ。それからそういうふうな不当労働行為の申し立ては出でるけれども、まあ私の方ではそんなことはありませんでしたといつてこれを押し切らるとしておられるように見受けるが、そういうことで労働問題、労使慣行というものは明瞭にやれるとお考えであるかどうか。

○説明員(中村卓君) ただ単に書面で金沢の管理局に照会したというだけで、現地の直接の責任者である加賀谷総務部長を本社に呼びまして、いろいろ職員局の方では調査しております。その結果、先ほど申し上げたよくなことになつております。

○小柳勇君 その加賀谷総務部長が本社に呼ばれた。それは職員局長が呼ばれます。そののでござりますか。

○説明員(中村卓君) そ�でござります。

○小柳勇君 それでは一つあとでまた當務理事に国鉄の方針として聞くことがありますけれども、具体的な実事として職員局長から説明を求めますが、加賀谷総務部長が参りまして、今私が申し上げたよなこと、あるいは現在起りこりつあること将来金沢鐵道管理局の労務管理について、どういふ方針を持っておるのか。調べた点

を一つ詳細に御報告願いたいと思いま  
す。

○説明員(河村勝君) 総務部長が参りましたときには、具体的にきょう御質問のありましたことばかりでなしに、

すので、それの資料等も作る必要があることを  
ざいますので、そういう意味で業務上  
いろいろ聞きましたので、内容は、非  
常に各項目にわたって組合側の申請が

さきいました。それを一々申し上げるわけには参らないのですから、總括しまして、今まで當務理事が申しますように、全く事實のないもの、あるいはいろいろな人間の發言の内容を問題にして、ちつとも、つまびらかに

まして、そういうものは発言の内容が間違つておるといふような性質のものが多いわけでござります。全般の総務部長の態度としましても、組合との間の問題につきましては、厳正中立の方針を持っておりまして、今後ともそぞういう方針をとるように私どもの方からも十分指導いたしておるわけであります。

勵行行為の申立書について、陳明手続ですね、そういうものの進行状態を御説明願いたい。

○藤田藤太郎君 関連。私は先ほどから聞いていると、中村さん、職員局長でも整備しておりますので、最近出で段取りに準備を終わりまして、答弁書を提出する段取になつたのでございまスすが、委員会と相談の結果、なお添付すべき資料が不足しておるということございましたので、その後添付資料りになつております。

のお話では、もうそぞうしうことはない。えは今おっしゃったのについて、私とところへきている資料の一、二をそじや参考までに申し上げてみたいといいます。今の組合の大会に三人出て、給になつたという方ですね。西谷、中、斎藤、この例を見てみますと、平時四十分に相手の交代番が来て交代で、そこで事務が完了して出席したときに減給十分の一・三ヶ月といふことをやっている。事實上業務に何も障がないのにこういう減給が行なわれている。こういうことがここに出ております。それからもう一つ、これははどうも先ほどのお話を聞いておふに落ちないんですが、前の鶴森君が、冒長ですか、今は委員長じゃないのですが、鶴森君が、南福田駅運転室に、作業間を利用して、勤務者で運事故防止の座談会が行なわれた。ちょうど二時二十分から三時二十分までのわれたのでありますけれども、そこで、勤務に行かなければならぬ人二時五十分に作業を開始しなければならない人があったので、座談会といつて皆さん大いに意見を述べてくれさせて、もう作業に行かんならぬらといふことを言つたが、それを述べさせなかつたそうです。それで、それで鶴森委員長がちょうどそのときをさせて、座談会ですから、そこで答えていたそらです。ところが、絶対ものを言わざぬということですから、

一つのイデオロギーを持って押しつけて、そして全体的には第二組合を作らすために旅館へ呼んでごちそうをする、そして推進委員をきめて、申入る人を寄せてそういうことをやるのですね。そういうことと/orいものは不當労働行為で争つたらしいのだ、陳明に入つてない人が中心になつて、非組合員が中心になつて、組合に入つて書類をつけて争つたらしいのだ、原形復帰——極端な言い方をすると、原形に復帰すればそれで済むのだと、だから何をやつてもいいのだと、こういふ言ひ方がこの取引の中にどんどん出て来るわけですね。それからまたこれ読んでみますと、第二組合に入らなければ転勤をさすとか、登用試験にはパス言葉と、現実やられておることは非常な相違があると思う。だから、引に引つぱつしていく。第二組合に組合分裂と申しますか、そういう格好に見てみましても、もう初めからしませないぞ、それで判こを押せというよろくな格好のものが一連として行なわれるとおもいきくなると、先ほどから藏正中立でやつているというそのお話を聞くわけですね。それからまたこれ読んでみると、ある一つの目的に向かつて強引に引つぱつしていく。第二組合に組合分裂と申しますか、そういう格好にして議論がされるところですけれども、しかし、私は労使関係の間といふものは、やはり交通機関といふものは日本産業の神經なんですから、こういう挑発的な争いというものでは安全ども、どうぞおとなしくしておいてください。これはどうせ皆さんの方の間で不当労働行為の問題として議論がされるところですけれども、しかし、私は労使関係の間といふものは、どうせそれが保たれないわけあります。

から、だからこりい争いといふものがあつていいかどうかということ、これは事実だ。こういう工合に事実問題として出ておるのですから、皆さん方お読みになつておると思うのです。それでいながらそんなことはないと言つて突っぱられると、非常に私たちは——署名捺印までずっととしているのですね、発言した人、それから事実あつた人が署名をしておる。そういうことになつてくると、私は何を信用していいか、特に国鉄というようなコーポレーションの公共事業の中でも中心的な存在である、日本の経済の神経の中心的な運転業務に携わつておられる職場でこういうことが行なわれいかどうか。日本の労働法体系を根本的にくずすような格好のものが現実に行なわれておつていいかということを、私は先ほどから聞きながら、そういうことを考えておいでいるわけです。だから総務部長がおいでになつたと、総務部長がおいでになつて、皆さんに御報告されたと、いうのですけれども、その総務部長自身がどういうことをやつておるか、どういうことを現地で言つておるかといふことを、ここにも載つておりますが、この資料にあります、これはまああんた、読み上げると長くなりますが、相當なことを言つておりますよ。まるでオルガナイザーですよ、第二組合の。そういうことをこれは言つておる、講座を開いて。そういうことを許されるのですか。その人が当局の国鉄の本社に来て、何もありませんと言つて、信用できるのですか。私はなぜ常務理事や関係の局長あたりが、戦正な中立といふのだから、戦正な中立の立場から現地に行つてなぜお調べになら

ないか。そういう不安があつたら取り除くと、こういふ工合におつしやるのですから、なぜこういふ現実があるのに取り除こうとせられないか。対象になつてゐる人が来て、その人の説明で、それでいい、何もありませんといふところで、ここで二人の方が言われるといふ、私は非常に何かこう理解のできないものを持つのですがね、先ほどからの質疑を聞いておりまして。何でしたら、これを提供しますから読んでいただいていいと思います。まさかうそは書けまいと思うのです。どうなうですか、それ。そういう氣持はどうなんですか。

○説明員(河村勝君) 今二つ御指摘に

なりました一番目の方は、先ほど常務理事からお答え申し上げた通りでござ

いますが、第一番目の方は、私も全然存じませんので、今まで組合側から申

請しております資料の中にはなかつた

といふふうに思つておりますが、ある

いは記憶違いかもしれませんですが、

いずれにしましても、総体として御不

審の感をお持ちのようございますけ

れども、実際加賀谷総務部長を呼んだ

ばかりでなく、私自身はまあ時間がございませんでしたけれども、職員局の

調査役を派遣しまして、実際現地でも

事情は聞いております。それで必ずし

も現在対象になつております加賀谷部

長だけを対象として調べたといふわけ

ではないのであります。ともかく不当

労働行為はやつても、原状回復さえす

ればいいのだと、そいつた観念で指

導したことは全くないのであります。

でやつて参るつもりであります。

○説明員(河村勝君) ほかの委員もおられます

ので、何か一つ事をくどくと言つてお

りますから、具体的な事実を一つ読み上げましょ。その方が判断がしやす

いと思いますから。不当労働行為以上

の問題がこの中にひそんでいるような

気がしますから、読んでみます。

第一はこういうこと、南福井駅助

役——名前は省略いたしますが、宇都

宮某は養輪業に対し次の発言し、第二

組合加入を強要した。局の労働課の松

輪は脱退届けと第一組合加入届けは同

駅助役中川某からもらつた、これが第

一の事情。

それから警職法闘争で刑事案件の証

人になつてゐる宇都宮某に対して、三

十五年三月二十一日第二組合委員長何

何を介して南福井駅助役内田某は次の

ことを言つている。君は警職法闘争の

処分は保留されている、公判廷で組合

に有利な証言をすれば処分される、こ

ういうことです。

第三の事実はこういふことです。三

十五年四月六日、臨時雇用員血原正一

が駅長室で南福井駅長白崎某、助役中

川某から次のことを言われた。近く職

員に採用することとなるが、それが第

二組合に行かねばだめだ、同人はやむ

なく第二組合に加入を約した。

第四、市村某が南福井駅助役中川某

から数回にわたり第二組合加入を勧め

られたが、次のような誓示を行なつた。

第五、国労にいると損をする、昇給はし

ないし、果ては首は切られる。君の職

場でも多数第二へ入つてゐる。宮島助

役を苦しめるようなことをするな。

第五、塙谷某に對し南福井駅の助役

某がおれの宅へ來い、来なければおれ

が行くというので、行つたところ、同

助役は第二組合に入れ、印鑑を預けて

おけ、國労は共産党が引っぱつてゐ

るからだめだ。本社の方針で南福井分会

をたたくのだから今後も妥協せずにや

る。塙谷の保証人は同助役だが、返答

せずに帰つた。帰りに石鹼半ダースく

れた。

第六、内田某といふ助役に對し佐藤

分会長が抗議したところ、同助役はそ

れが悪いといふなら、国会でも裁判所

でも出せばよいではないか、不当労働

行為で処罰された例はない。

第七、三月の十二日に南福井駅助役

派出所で、内田某助役は、山田某に対

し次の発言をなした。和田君と君が中

心になつて第二組合結成に懶いてほし

い。君は欠勤があつて昇給は落ちた

が、何とか回復してやる、その意思表

示して三田村労研へ行つてほしい。

最後はこういふことです。佐々木某

の宅へ、宮島、内田助役等が七回にわ

たり訪れ、二組へ入れと強要し、果ては

両親の前で、青海から転勤したのは、

当局のおかげだ、君が民青に入つてい

るのは知つてゐる。あれは共産党だ。

ついで、もう少し具体的に、私が申し上げ

て、もう少し具体的に、私が申し上げ

たように、具体的な事実全部がもしない

ならば、私今九つ言つたですか、その

きではないか。ただそういう事実は報

告にはありません。私は、それでは本

日のこの委員会は済まぬと思う。従つ

て、もう少し具体的に、私が申し上げ

たように、具体的な事実全部がもしない

ならば、私は九つ言つたですか、その

今まで調査した範囲では、そういうことではありません。この点私は確信をもつております。

○小柳勇君 それじゃ、もしこういう

ものがあつたとするならば、職員局長としてどういう処理をされます。

○説明員(河村勝君) 今後さよなることの一切ないよう、今後とも十分、ますけれども、今後とも是正していくつもりでございます。

○小柳勇君 それから、この前、一番初めに問題になつた三田村の労研に対する旅費を支給しないと言われたけれども、そういうものについて、三田村労研に対して出席することを懇意しておる、すすめておる、そういうことでない、そういうことですか。それについて答弁願いたい。

○説明員(河村勝君) 先ほど、常務理事から御説明申し上げましたように、懇意もいたしておりませんし、同時に旅費を支給しないのはもちろん、非常に

事から御説明申し上げましたように、懇意もいたしておりませんし、同時に旅費を支給しないのはもちろん、非常に

○説明員(河村勝君) 今具体的な事実か上ざいますから、業務とは全く関係がないといふことでございます。

○藤田藤太郎君 今具体的な事実か上ざいますから、業務とは全く関係がないといふことでございます。

○説明員(河村勝君) あなたは厳正中立でそういうことがございましたから、業務とは全く関係がないといふことはな

い、あなたは厳正中立でそういうことがあつたら直す、こうおつしやつた。現実この地域において起きておるのだから、それじゃどこで明らかにするのか。これは明らかにしたらこういう問題は一切白紙になるわけだ。たくさん

の問題があるのに、あなたの今おつしやつたように、そういう気持はあります。事実、今のよななことがあつ

ましたならば是正する努力を続けて参りたいと思います。

○高野一夫君 今、小柳委員が事実を

つも直つていいのですね。厳然とします。そのなかつた実態をもう少しつつも直つていいのです。それじゃあなた、常

じら全部改めます、こうおつしやつた事実とではございません。この点私は確信を持っています。

○小柳勇君 労働次官も労政局長も見

つも直つていいのですね。厳然としま

る人を明らかに置いて、これを白紙に

するという熱意がないのですか。あな

たの方の事業の内容の問題を他の機関

によつて云々というようなことでなし

に、あくまで労使の関係は自主的に解

決する問題が建前だと私は思うので

す。そうすれば今ここで、ないとい

う工合にはつきりおつしやるなら、こ

れだけ平行線をたどるので、調べた

結果そういう事実はないというなら

か。たとえば助役の名前をあげ人の名

前をあげ、こういう事実がある、いや

きり説明された方がよくはありませんか。たとえば助役の名前をあげ人の名

前をあげ、こういう事実がある、いや

これは逆です、調べたけれどもそれに類するようなことがあつたが、内容が逆になつていたとか、違つていていたとか、そういうところをもう少しつき

りされぬといふと、ちょっとわれわれとしても聞いていても一向わからぬ

ですがね。調べた結果事実がないとし

たならば、根本的にその事件がないの

か、違つていてのか、そのところを

はとめながら解決するといふ熱意がな

ん。現地から呼んだってだめじゃない

ですか。あなた自身が現地へ行つて双

方の意見を現地で聞いて、間違つた点

りましたけれども、調査はいたしませ

○政府委員(龜井光君) 基本的な考え方については、ただいま政務次官から御答弁になつた通りでありますと、私たちといたしまして具体的な事件の内容をよく承知いたしませんけれども、それに対する判断はつきかねるわけでございまして、公労委にあります事件につきまして、結局事実認定の問題が判断の基本になるわけでございまして、そのこと自体につきましては、公労委は十分努力をいたしまして、提訴になりました事案についての結論を出すだろうと考えております。そのほかにいろいろ個々の具体的な事例をおあげになられておるようですが、これにつきましての判断も、ただいま政務次官から御答弁のございましたように、そのこと自体が事実であるとすれば、確かにこれは不当労働行為あるいはそれ以前の労使関係の問題だというふうにも考えられるわけでございます。これらのこととが結局事実認定の問題をめぐらまして労使双方の中に争いがあるとすれば、結局第三者機関であります公労委で判断するという以外にないわけでございます。現在公労委で取り上げられておりますのは経営教育講座の問題だけでございますが、そのほかのこととさらに組合がそういう主張をいたしますれば、それはやはり公労委の問題として取り上げていく方がいいのではないかどうか、しかし、一般公労委におきましてそういう最終的な結論が出来るまでもなく、労使関係の中で不当労働行為にならない、けれどもそれすれどといふような非常に労使関係の中で暗い面がありまするならば、健全にして民主的な労働運動あるいは労使関係といふものの発展には大

そういうものではない、新たに生まれな申し合せがなされ、その場で推進委員がきめられた。この会合に出席することは、駅長の命令というほどのものではないが、助役から出席するよう言われて出席したものである。そういふに言はれて出席したものである。その翌日までの会合において申し合われた事項を話し、みんなに譲つた結果、第二組合にいく者といかない者がいるとの困るので、いくかいかないか、みんな一緒に行動しようということになつた。なお米田助役からは、前からよく事務室のストーブのまわりなどで組合運動の動向や将来あるべき方向などについてはなされたことがある。なおこの旅館における会合には、約四十名の人出席していた。右の会合があつた後、四月十一日——三日後ですが、四月十一日か四月十二日に貨物掛三十五名のうち、国労の金沢運輸分会長と他の二名を除き全員が国鉄北陸地方労働組合といら第二組合に加入しました。こういうことです。その事実は、これは第一組合にいった人が言つておるのですが、だからこの前の新聞で第二組合が組合員の分離工作、第二組合加入促進というようなことがありますましたが、それをこれは裏づけしているものですが、われわれとして言いたいことは、組合内部におけるいろいろな問題については組合内部で処理する、いろいろな考え方の者がおりますから、だから組合が行き過ぎた場合には、組合内部に民主化運動も起るだろう、あるいはまたいろいろの形で討論され、組合の方針が変わりますから、だれも、それをその権力を持った者、管理者が部下を強要したり、自分の権力で

おどかしたり、そらして無理にをうい  
うものを引つぱつしていく、そういうこ  
とは第一これは許されないことである  
し、しかもそういうことによつて自分  
が栄進しようといふよくなことがもし  
あるとするならば、また、もしそうい  
うものを局長や総務部長が知つておつ  
て、それを榮転させよるとするなら  
ば、その局長、総務部長の——これは  
單なる第二組合を作らうとする意思で  
なくて、そういうやり方は、管理者中  
心の第二組合を作る、いわゆる組合の  
不当労働行為ではないか、こういうよ  
うに私は考えさせられるわけです。し  
かもそれが今起こつたものならば、こ  
の国会の問題にならぬと思うのです。  
あまりに長いものだから、もうついに  
どうしようもなくて、こういうことに  
なつておるものだと思う。そういうも  
のが今度は国会でもこれは解決しな  
い、国会の問題にしたけれども解決し  
ないということになると、そななると、  
あとは実力行使以外はない。そういう  
もので、これは韓国じやありませんけ  
れども、韓國じや学生が先頭になりま  
したけれども、そういうこと以外に解  
決する方法がないということは、私は  
民民主義下で許せぬと思う。それを國  
会の、四月二十六日一回国会で取り上  
げたら、きょうまでの間に相当の手が  
打たれるべきであろう、きょう私は残  
念に思いますことは、そういうことで  
あるし、第二には、もしきょうこうやつ  
ても平行線であるとするならば、次の  
機会に当事者と、あるいはもつと……、  
中村常務理事が責任者ではないとはい  
ません。しかし、国鉄の責任者とし  
て、こういう問題を、今次官も言われ  
たように、もしこういうものがあつた

とすれば、これはやはり不当労働行為でありましょう。これは委員全部考えたと思います。従つて、そういうことでやつていきませんと、これが実力行使があつて爆発してからやつても、これはおそいのじやないか。そういうことも考えるわけです。従いまして中村常務理事ですね、一つもう一回決意をお聞きしておきたいのですが……。決して、私、初め副総裁の出席を要請いたしまして、常務理事の答弁で——私、中村常務理事に責任がないというのじやありません。しかし、こういうような局長や総務部長がおる間は、やはりこれは解決せぬのじやないかと思うのですよ。従つて問題は一年なり二年、こういう問題が現場にくづぶつておるとするならば、これを労使関係をもつと明朗にするためには、根本的な手を打たなければならぬ、根本的な問題ではないか。結局は人と人の問題でありますから、人と人との問題を、イデオロギーの前に人と人の問題を解決するような御決意はないか、そういうことについて、一つ常務理事から答弁を求めておきたいと思います。



をさらに十分調査するつもりでいるところです。

○秋山 長造君 今のお答えですが、これはほんとうにあなたの方の方が、問題を究明しようという誠意があるなら、それは、目標がはつきりしないのに、それがはつきりしないのに矢を飛ばすようなもので、これはだめですよ。ほんとうに、具体的に調査をしてようといふ熱意があるのなら、この前の機会に、小柳さんなり何なり、相当の資料をもつて質問をされたのですから、わからぬことは、質問をした人によく聞いて、どういうことを問題にしておるのかということを、もつと突っ込んで聞いて、よく輪郭を、具体的なものを認識した上で出ていったらどうですか。それだけの手続も踏まないで、たやすくやもやしたもの目標に、これは調査役か何か知らぬけれども、どれだけの権限を持った人が知らぬけれども、そんな者をやつてみたところで、それはやつた当事者に、不当労働行為をやつた当事者は、やつたじやないかと言ふれたって、十人が十人やりませんと雪にきまっていますよ、そんなことはそれだけの誠意がないでしょ。以前には、こういう事件が起つたら、それはあなたの方でもとても今日のよくなゆらちよな態度じやなかつたんでありますよ。これはあわてると言つたら語彙があるけれども、真剣にこれは八方舟を回して、もつと真剣に調べてきて、それでもひとつ具体的に問題点を一つづつ、意見の相違はともかくとして、ここで報告されておつたのです。ところが、最近はもうそらではなしに、通産省に、さつきの話じやないけれども、国会の答弁用の一つの型ができてしまふ

て、またそれを引っぱり出してその型  
を踏んで適当にお茶を濁して、あとで  
はさよなら、こういう態度だ。だから  
あの方お二人の言つておられる  
言葉づかははきわめていんぎん丁寧で  
すけれども、ちつとも誠意は認められ  
ぬですよ。失礼ですけれども、ほんと  
うにこの事件を究明しようという誠意  
は認められぬですよ。私は認められ  
ぬ。これは厳正中立だなんと言つて  
も、厳正中立を破れといふようなその  
訓示をするばはおらぬ。昔、政友会と  
民政党がしのぎを削つておったころ  
の選挙干渉、選挙の前には必ず内務省  
に全国の知事や警察部長を集めて、対  
選挙干渉をやつてはならぬといふ訓  
示をやつて、絶対選挙干渉をやつては  
ならぬという訓示をしておつたその口  
の下から徹底的な選挙干渉をやつて、  
そして選挙干渉を大いにやつて反対党  
を落とした知事や警察部長は抜擢され  
ておつたでしょう。だれが責任者か。  
やはり時の政府が責任者であった。だ  
から、口には厳正にやれやれと言ひな  
がら、口に表わせぬ、いわく言ひがな  
い、眞面目片目をちよつとぶつら  
やる警察署長が出てくる。そういう手  
を使つておるじゃないですか。  
か、陰に陽に。だから、直接干渉はやら  
ぬにしても、職制の面から、人事の  
面から、いろんな面から間接にこの組  
合干渉をやつておるでしょ。だから  
あの方は、私はあまり失礼なこと  
を申しませんが、だけど悪意に邪推  
して解釈すれば、これは困つたことを  
やつたとは思ひながら、また半面いい  
ことをやろうと思つているのぢやない  
ですか。(笑声)最近のこれはもう国體  
の各地で、ここだけぢやないです。

これは極端な例です。極端な例ですけれども、あつちこちでそれは似たようなことはたくさんあるのです。一々それはあんどうだから例をあげませんけれども、しかし、今、小柳委員の持っている資料だけでも大へんな資料があるのですよ、具体的に。だから、もう少し問題点を質問者に、よそを調べる必要はない。質問者にまずよくたどりたて、それで調査役か何か知らぬけれども、派遣されたら、もつと具体的な答弁がきょうあたりは聞けるはずなんですね。そんな、具体的な質問をしておれば、その他のにつきまして資料をいただければ、それについて今後私たちとしてもこれは調査するつもりでおります。

済ぐましくもこういうことを書いている。「したがつて現地で不当労働行為を行つてゐる責任者の国会喚問が是非常に向ひ職場の明るさがよみがえるものと確信します。」このようなことは、まことに言いがたいことです、労働組合としては……。これは一生懸命に努力してきただれども、不当労働行為としての救済申し立てもやつたけれども、現場の責任者は、そんなやつは罰則でいいのだと言つておりますが、一いつ国会に呼んでよく現地の事情を查明してくれませんか、こういふ請願を出されるに至つては、これは極端に言うならば、中村常務理事も、職員局長も、才能としては優秀でありますよ、しかし、労務管理としては何を言えないのでですよ。しかも、あなたは二日も、二回も喚聞されて質問に答えていい。それだけでもあなたの方さつそく局長や総務部長をしかるのは当然であるが、そういうことで局長や総務部長の意向はこうだらうとそんたくしながるら、不当労働行為を知つてゐるかどうか、かりしませんが、不当労働行為をえどする者は左遷するとか、やめさせるかしりませんが、不当労働行為をえどます。従つて、これ以上あなた方が具體的事実を知らないまま質問いたしました。しかも、本社の方針でないから厳正中立にやれということは総務部長に言つているようですから、その線前も最後の方で結論的に申しましたように、本社の方針でないことはわかりました。しかも、本社の方針でないからしても平行線です。従つて、私はこの

に沿わない者は何とか処分するとか、教育するとか、あるいはそんな人はほかに行つてもわななければ、職場は明るくならぬと思うのですよ。さつき藤田委員が言われたように、地方本部の委員長が行つても、駅長が感情的にではありますようけれども、対等に考ふないで、とにかくろつきが来たようになに追つぱらうような駅長は、ほんとうの職場管理者じゃないですよ。いろいろ感情はありますようけれども、労使慣行上労働法を中心、団体交渉で解決する、それくらいのちゃんとわかつた者でなければ、今のむずかしい職場管理はできないと思う。そういうことは私が言うまでもなく、皆さん御承知のはずだ。もう一回よく調査して、次の機会に正確に把握して、これが一日も早く問題が根こそぎに、そうして、職員が明るく、しかも組合も十分に生産に協力するような態勢を作ることが一番大事じゃないか。従つて今二人とも直ちに調査すると言わされましたから、本日は質問を終わりますけれども、直ちに調査して具体的問題ありましたら解決して、次にはここではつきりとしましたということが報告できることがあります。

Digitized by srujanika@gmail.com

すだけでは……。やはりこれは早急に解決した方がいいと思うのです、私は。だからこの次、来週の適当な機会に、私はここで具体的な調査の結果を報告してもらら、処理の経過を一つ報告してもらいたいと思うのです。いいですね。

○高野一夫君 私は委員長から國鉄当事者に少し注意を喚起してもらいたいと思うのです。それは今中村常務理事がおいでになつてゐるが、調査官が現地に調査に行つた事実も承知しないでここに見えておられる。そうすると、あなた方はきょう當委員会に呼ばれて、この前私は委員長代理であつて、着いたのですけれども、國鉄内部で經營者として十分打ち合わせをされてここに来たのではないということがわかる。これでは當委員会むだな時間ばかりつぶして困ります。調査官が行つたことは局長は知つてゐるけれども常務理事は知らない、こんなことで社労に出てきて説明されるのではなめていると思う。私は今の問題の次第はりません。われわれはわれわれなりに、自民党は自民党なりに労働問題を考えてゐる。今の材料の適否は知らぬが、しかし、答弁の態度はいかぬと思う。確かにいけません。十分あなた内部で、それは間違つてゐるなら間違つて、自分たちの方が正しかつたら正しかつたで十分打ち合わせをして、答弁の内容も打ち合わせをされて、調査官が行つたならばどういう調査をしてきた、総務部長を呼んだらどういう説明をしたということを具体的にはつきりした打ち合わせをされ、統一された答弁をされぬとわれわれも困ります。第一現地に調査を行つたことを常務理事

は全然知らない、そしてここにおいでになることは私はけしからぬことだと思うのです。當委員会としてはむだな時間をつぶしたりませんから、曲直をつかまなければならない。そろ的確に一つその問題を解決しなければならない。そうして的確に問題の是非を報告してもらいたいと思うのです。い

○委員長(加藤武徳君) 私から注意を喚起しなくても、ただいまの高野委員の発言で十分効果があつたと、かように思いますので御了承願いたい、かよう思います。

本件に対する本日の質疑は、この程度にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 本日はこれで散会いたします。

午後三時五十七分散会